

優良産廃処理業者認定制度

運用マニュアル

平成23年3月

環境省大臣官房

廃棄物・リサイクル対策部

産業廃棄物課

※ このマニュアルにおいて頻出する用語の定義について、以下にまとめる。

用 語	定 義
産業廃棄物処理業	産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業をいう。
産業廃棄物処理業者	産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者をいう。
産業廃棄物収集運搬業者	廃棄物処理法第 14 条第 1 項の許可を受け、産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
産業廃棄物処分業者	廃棄物処理法第 14 条第 6 項の許可を受け、産業廃棄物の処分を業として行う者
特別管理産業廃棄物収集運搬業者	廃棄物処理法第 14 条の 4 第 1 項の許可を受け、特別管理産業廃棄物の収集又は運搬を業として行う者
特別管理産業廃棄物処分業者	廃棄物処理法第 14 条の 4 第 6 項の許可を受け、特別管理産業廃棄物の処分を業として行う者
排出事業者	その事業活動に伴い産業廃棄物を生ずる事業者
優良基準	産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準
優良認定業者	優良基準に適合する旨の都道府県知事・政令市長の認定を受けた産業廃棄物処理業者
廃棄物処理法	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）
廃棄物処理法施行令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年九月二十三日政令第三百号）
改正令	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）
廃棄物処理法施行規則	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和四十六年厚生省令第三十五号）

目 次

1	優良産廃処理業者認定制度の趣旨・目的	1
2	優良産廃処理業者認定制度の概要	2
3	優良基準	3
3. 1	全体像	3
3. 2	遵法性に係る基準	5
3. 3	事業の透明性に係る基準	8
3. 4	環境配慮の取組に係る基準	67
3. 5	電子マニフェストに係る基準	69
3. 6	財務体質の健全性に係る基準	70
3. 7	その他	74
4	優良認定・優良確認の申請	75
4. 1	優良認定・優良確認の申請方法	75
4. 2	申請書類	77
5	審査と認定	89
5. 1	申請の受け付け等	89
5. 2	申請内容の審査	90
5. 3	チェックリスト	91
5. 4	優良認定・優良確認	94
5. 5	都道府県・政令市における事務負担の軽減	95
6	優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリット	96

1 優良産業廃処理業者認定制度の趣旨・目的

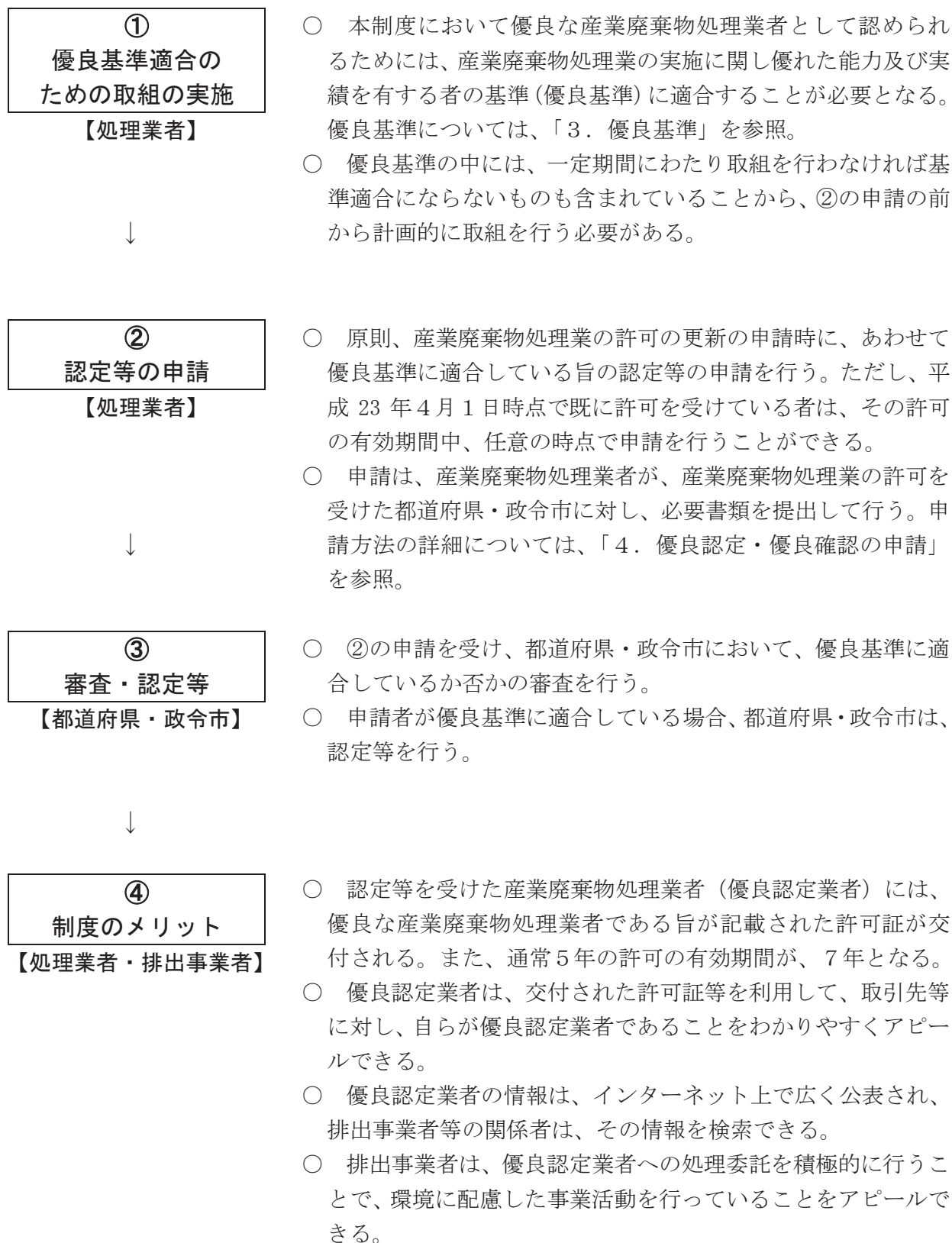
優良な産業廃棄物処理業者を評価する制度としては、平成 17 年 4 月 1 日より「優良性評価制度」が施行されていたが、この制度については、「今後の廃棄物処理制度の見直しの方向性について」（平成 22 年 1 月 25 日中央環境審議会意見具申）において、都道府県等の制度運用の統一を図るとともに、評価基準の見直しや、評価を受けた産業廃棄物処理業者へのインセンティブの改善を行うべきとの指摘があった。

この意見具申における指摘等を踏まえ国会に提出された「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」（平成 22 年法律第 34 号）により、優良産業廃処理業者認定制度が創設され、平成 23 年 4 月 1 日より施行されることとなった。

この制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）に適合する産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、認定を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）について、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等の特例を付与するとともに、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としている。

2 優良産業廃処理業者認定制度の概要

本制度の概要をフローチャートで示すと、以下のとおりとなる。



3 優良基準

ここでは、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準（優良基準）について解説する。

3. 1 全体像

【解 説】

- 前述したとおり、本制度は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する優良な産業廃棄物処理業者（優良認定業者）に対し、通常 5 年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を 7 年とする等のメリットを付与するものである。
- 優良認定業者として認められるためには、原則、産業廃棄物処理業の許可の更新時に、都道府県・政令市による審査を受け、優良基準に適合することの認定を受ける（優良認定）が必要となる。一方、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 34 号）の施行日である平成 23 年 4 月 1 日の時点で、既に産業廃棄物処理業の許可を受けている者は、その許可の有効期間の満了日までの間、任意の時点で、都道府県・政令市による審査を受け、優良基準に適合することの確認を受けることができる（優良確認）。
- 優良基準は、次のとおりとなっており、優良認定を受ける場合と、優良確認を受ける場合で、若干の内容の相違がある。優良認定・優良確認の申請者である産業廃棄物処理業者は、自らがどちらの申請をすることになるのかを把握し、優良基準の内容を正しく理解する必要がある。

＜表 3. 1 優良基準の全体像＞

	基 準	概 要	参 照
1	遵法性	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間（優良確認の場合は申請日前 5 年間）において特定不利益処分を受けていないこと。	3. 2
2	事業の 透明性	法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業等の許可の内容、廃棄物処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること。	3. 3
3	環境配慮の 取組	I S O 14001、エコアクション 21 等の認証制度による認証を受けていること。	3. 4
4	電子マニフェ スト	電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること。	3. 5
5	財務体質の 健全性	①直前 3 年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10 パーセント以上であること。 ②直前 3 年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること。 ③産業廃棄物処理業等の実施に関連する税、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないこと。	3. 6
6	その他	（優良確認の場合のみ）5 年以上継続して産業廃棄物処理業等の許可を受けていること。	3. 7

以下、3. 2 以降で、それぞれの基準の詳細を解説する。

- なお、本制度に基づく優良認定及び優良確認は、産業廃棄物処理業の許可を受けている者について行うものであり、優良基準に適合していても、産業廃棄物処理業の許可に関する通常の許可基準に適合していない者については、産業廃棄物処理業の許可は付与されない。
- また、本制度に基づく優良基準は、全国一律の内容であり、例えば、優良基準以外の追加的基準を設け、当該追加的基準にも適合していなければ優良認定・優良確認を行わないといった運用はできない。

3. 2 遵法性に係る基準

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 従前の法第十四条第一項の許可に係る許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において特定不利益処分（次に掲げる不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。
 - イ 法第七条の三、第九条の二、第十四条の三（法第十四条の六において準用する場合を含む。）、第十五条の二の七、第十九条の三、第十九条の四第一項、第十九条の四の二第一項、第十九条の五第一項又は第十九条の六第一項の規定による命令
 - ロ 法第九条の二の二第一項若しくは第二項又は第十五条の三の規定による許可の取消し
 - ハ 法第九条の八第九項（法第十五条の四の二第三項において準用する場合を含む。）、第九条の九第十項（法第十五条の四の三第三項において準用する場合を含む。）、又は第九条の十第七項（法第十五条の四の四第三項において準用する場合を含む。）の規定による認定の取消し
- 二～八 （略）

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

- 一 （略）
 - 二 改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前五年間特定不利益処分（新規則第九条の三第一号に規定する特定不利益処分をいう。以下同じ。）を受けていないこと。
- 三・四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この基準は、通常よりも高い遵法性を有することの証明として、一定期間にわたり特定不利益処分を受けていないことを求めるものである。
- 「特定不利益処分」とは、表3. 2. 1に掲げる不利益処分をいう。

＜表 3. 2. 1 特定不利益処分一覧＞

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
1	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第 7 条の 3 第 14 条の 3（第 14 条の 6 において準用する場合を含む。）
2	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第 9 条の 2 第 15 条の 2 の 7
3	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第 9 条の 2 の 2 第 15 条の 3
4	再生利用認定の取消し	第 9 条の 8 第 9 項（第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）
5	広域的処理認定の取消し	第 9 条の 9 第 10 項（第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）
6	無害化処理認定の取消し	第 9 条の 10 第 7 項（第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）
7	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第 19 条の 3
8	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	第 19 条の 4 第 1 項 第 19 条の 4 の 2 第 1 項 第 19 条の 5 第 19 条の 6 第 1 項

なお、この基準に適合するためには、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県・政令市による特定不利益処分のみならず、その他の都道府県・政令市や環境大臣による特定不利益処分についても受けていないことが必要となる。

- 特定不利益処分を受けていないことが必要となる「一定期間」については、優良認定の場合と優良確認の場合で異なっており、具体的には以下の通りとなる。

① 優良認定の場合

「従前の許可の有効期間」において、特定不利益処分を受けていないことが必要となる。ここで「従前の許可の有効期間」とは、ある都道府県・政令市において、ある許可区分の許可の更新を受けた者が、当該更新を受ける前に当該都道府県・政令市において受けていた当該許可区分の許可（許可の更新の申請者が当該更新の申請の際に当該都道府県・政令市において現に受けている当該許可区分の許可）の有効期間をいう。

例えば、ある A 県において平成 22 年 4 月 1 日に産業廃棄物処分業の許可を受けた者（許可の有効期間は 5 年）が、当該 A 県において当該許可の更新の際に産業廃棄物処分業の許可に関して優良認定を受けようとする場合、平成 22 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までが「従前の許可の有効期間」となる。

また、ある A 県において平成 23 年 5 月 1 日に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けるとともに優良認定を受けた者（許可の有効期間は 7 年）が、当該 A 県において当該許可の更新の際に特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可に関して再度優良認定を受けようとする場合、平成 23 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 31 日までが「従前の許可の有効期間」となる。

② 優良確認の場合

「優良確認の申請の日前5年間」特定不利益処分を受けていないことが必要となる。例えば、平成23年8月1日に優良確認の申請をした場合、平成18年8月1日から平成23年7月31日までの間、特定不利益処分を受けていないことが必要となる。

＜表3. 2. 2 特定不利益処分に係る「一定期間」＞

	場 合		一定期間
①	優良認定の申請をする場合	通常の許可を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（5年）
		既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間（7年）
②	優良確認の申請をする場合		優良確認の申請の日前5年間

3. 3 事業の透明性に係る基準

【解 説】

- この基準は、事業の透明性が確保されていることの証明として、法人の基礎情報、取得した産業廃棄物処理業の許可の内容、処理施設の能力や維持管理状況、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していることを求めるものである。

3. 3. 1 申請前の事前情報公表期間

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあっては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。 （表略）

三～八 （略）

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（新規則第九条の三第二号の規定の適用に関する経過措置）

第五条 新規則第九条の三第二号の規定の適用については、この省令の施行前にこの省令による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「旧規則」という。）第九条の二第三項第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公開し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新した期間は、新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新した期間とみなす。

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正令」という。）附則第五条第一項の確認を受けた者に係る新規則第九条の三第二号の規定の適用については、同号中「当該許可の更新の申請の日前六月間」とあるのは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第二百四十八号）附則第五条第一項の確認を受けた日から当該許可の更新の申請の日までの間」とする。

※同規則附則第六条から附則第八条までにおいて、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

(準用)

第二十四条 附則第五条第一項の規定は附則第十三条第三号の規定の適用について、附則第六条第一項の規定は附則第十六条第三号の規定の適用について、附則第七条第一項の規定は附則第十九条第三号の規定の適用について、附則第八条第一項の規定は附則第二十二条第三号の規定の適用について準用する。

【解 説】

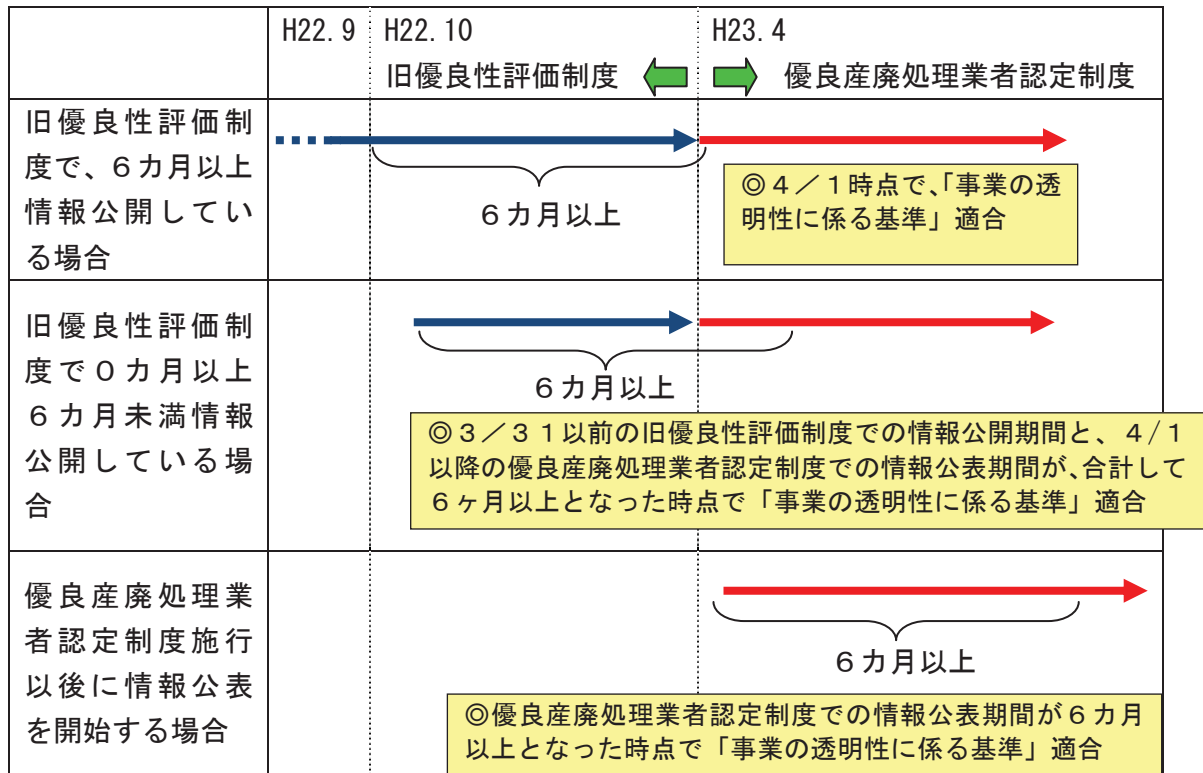
- 事業の透明性に係る基準に適合するには、優良認定及び優良確認の申請前の一定期間、必要事項を公表することが必要である。
- 必要な事前情報公表期間については、下記のとおり場合によって異なっているため、優良認定・優良確認の申請をしようとする産業廃棄物処理業者は、自らがどの場合に該当するかを確認し、申請を行う前から所要の期間、必要事項の公表に取り組む必要がある。

＜表 3. 3. 1. 1 事前情報公表期間＞

	場 合		事前情報公表期間	根拠条文
1	2, 3 以外の 場合	優良認定の申請をする場合	産業廃棄物処理業の許可の更新の 申請の日前 6 月間	規則第 9 条の 3 第 2 号 等
		優良確認の申請をする場合	優良確認の申請の日前 6 月間	規則附則第 13 条第 3 号 等
2	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合		優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間	規則第 9 条の 3 第 2 号 等
3	優良確認を受けた者が、優良確認を受けた後初めて優良認定の申請をする場合		優良確認を受けた日から当該更新の申請の日までの間	規則附則第 5 条第 2 項 等

- なお、事前の情報公表期間については、以前より平成 23 年 4 月 1 日の改正前の廃棄物処理法施行規則（以下「旧規則」という。）に基づくいわゆる「優良性評価制度」（以下「旧優良性評価制度」という。）において情報の公開に取り組んでいた産業廃棄物処理業者等を救済するため、経過措置が置かれている（廃棄物処理法施行規則附則第 5 条第 1 項、附則第 24 条等）。
この経過措置により、平成 23 年 3 月 31 日以前に、旧規則第 9 条の 2 第 3 項第 2 号等の表に規定する情報を公開し、かつ、当該情報を同表に規定する頻度で更新していた場合（すなわち、旧優良性評価制度における基準に基づき情報公開・更新をしていた場合。ただし、旧優良性評価制度に基づく基準適合確認を受けた者が情報を公開・更新していた期間に限られず、基準適合確認を受けていない者が自らのホームページ等において情報を公開・更新していた期間を含む。）には、当該情報の公開・更新をしていた期間を、廃棄物処理法施行規則第 9 条の 3 第 2 号等の表に規定する情報の公表・更新をしていた期間（すなわち、優良産廃処理業者認定制度における事前情報公表期間）とみなされる（図 3. 3. 1. 2 参照）。

＜図 3. 3. 1. 2 経過措置の概念図＞



これにより、例えば、平成 23 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの 1 ヶ月間、旧規則第 9 条の 2 第 3 項第 2 号等の表に規定する情報を公開・更新していた（すなわち、旧優良性評価制度に基づき情報公開していた）者が、引き続き、平成 23 年 4 月 1 日から平成 23 年 8 月 31 日までの 5 ヶ月間、改正後の廃棄物処理法施行規則（以下「新規則」という。）第 9 条の 3 第 2 号等の表に規定する情報を公表・更新していた（すなわち、優良産廃処理業者認定制度に基づき情報公表していた）場合、当該情報を合計 6 ヶ月間継続して公表していたこととみなされ、優良産廃処理業者認定制度において、「事業の透明性に係る基準」に適合することとなる。

ただし、この経過措置は、平成 23 年 3 月 31 日以前の情報の公開・更新についてのみ適用されるものであり、平成 23 年 3 月 31 日以前に 6 ヶ月以上旧規則に基づく情報の公開・更新を行っていたとしても、平成 23 年 4 月 1 日以降に新規則第 9 条の 3 第 2 号等の表に規定する情報を公表・更新していない場合は、本基準に適合していないこととなるので、注意が必要である。

3. 3. 2 情報公表媒体

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（産業廃棄物収集運搬業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準）

第九条の三 令第六条の九第二号の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 （略）

二 次表の上欄に掲げる事項に係る情報について、当該許可の更新の申請の日前六月間（申請者が令第六条の九第二号に掲げる者である場合にあっては従前の法第十四条第一項の許可を受けた日から当該申請の日までの間）、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

（表略）

三～八 （略）

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

- 情報の公表は、「インターネットを利用する方法」により行うこととされている。「インターネットを利用する方法」としては、「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者自らが開設したホームページを利用する方法が想定される。一方、パンフレットや広報誌など、インターネット以外の媒体による情報公表については、基準適合とは認められない。

【参 考】産廃情報ネットについて <http://www.sanpainet.or.jp/>

産廃情報ネットは、産業廃棄物処理業者が本制度に基づく情報の公表を無料で行うことができるウェブサイトであり、(財) 産業廃棄物処理事業振興財団が運営している。

産業廃棄物の種類や許可自治体、許可区分等を条件に、全国の産業廃棄物処理業者を検索できるため、多くの排出事業者が利用しており、産業廃棄物処理業者は、このウェブサイトにおいて情報の公表を行うことにより、排出事業者に情報提供を行う機会が増える。

また、優良認定・優良確認の申請書類の1つである、「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類」を、産業廃棄物処理業者が自ら作成できるサービスも設けられている（履歴証明サービス）。

問合せ先：(財) 産業廃棄物処理事業振興財団 優良化事業推進チーム

電話 03-3526-7798（産廃情報ネット専用）

3. 3. 3 公表事項

事業の透明性に係る基準に適合するために、インターネットを利用する方法により公表しなければならない事項は、以下の通りである。

＜表 3. 3. 3. 1 情報公表項目の全体像＞

	公 表 事 項	更新頻度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については一年に一回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については一年に一回以上）	○	
	処理施設に関する事項	変更の都度		○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度		○
⑥	直前一年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	一年に一回以上		○
⑦	直前三年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	一年に一回以上	○	
	直前三年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	一年に一回以上		○
⑧	直前三年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	一年に一回以上		○
⑨	直前三年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	一年に一回以上		○
⑩	【法人の場合】直前三事業年度の財務諸表	一年に一回以上	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）	○	○
⑬	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

以下、個別の公表事項の詳細を説明する。なお、【記載例】はあくまで例示であり、必要事項が公表されていれば必ずしもこの様式に従う必要はない。

① 法人・個人に関する基礎情報

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
イ 申請者が法人である場合には、当該法人に関する次に掲げる事項（(1)、(4)又は(6)に掲げる事項を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。） (1) 名称 (2) 事務所又は事業場の所在地 (3) 設立年月日 (4) 資本金又は出資金 (5) 代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人（以下「代表者等」という。）の氏名及び就任年月日 (6) 事業（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係るものを含む。以下この表及び第八号において同じ。）の内容	変更の都度（(5)に掲げる事項については一年に一回以上）
ロ 申請者が個人である場合には、氏名、住所及び事業の内容（事業の内容を変更した場合にあつては、当該変更に係る履歴を含む。）	変更の都度

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

○ この項目は、法人・個人に関する基礎情報を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。

○ 法人の場合における、(5)中の「役員」とは、規則第2条第7号チで定義されているとおり「業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる

名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。」をいう。

また、「令第六条の十に規定する使用人」とは、次に掲げるものの代表者たる使用人をいう。

- ・本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- ・継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集運搬・処分・再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

- 「事業の内容」には、上記条文に規定されているとおり、他の都道府県及び政令市で産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けて営んでいる事業に関するものや、他の許可区分（例えば、産業廃棄物収集運搬業の許可区分に関する優良認定等を受けようとする場合においては、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可区分）の事業に関するものも含まれる。

また、「名称」、「資本金又は出資金」及び「事業の内容」を変更した場合には、変更履歴を含めて公表しなければならない。

- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。ただし、法人の場合における「代表者、役員及び令第六条の十に規定する使用人の氏名及び就任年月日」については、一年に一回以上更新すれば足りる。

【記載例】

名称	株式会社 ○○○○	
事務所・事業場の所在地	本店	○○県○○市○○町○○丁目○-○-○ Tel ○○-○○○○-○○○○ ○○支店 ○○県○○市○○町○○丁目○-○-○ Tel ○○-○○○○-○○○○
設立年月日	昭和○○年○○月○○日	
資本金・出資金	○○○○万円	
代表者 ※	取締役社長 ○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)	
役員等 ※	専務取締役	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)
	常務取締役	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)
	取締役	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)
	取締役	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)
	○○支店長	○○ ○○ (○○年○○月○○日就任)
従業員数	○○人	
事業の内容等	昭和○○年○○月	A県○○市に有限会社○○を設立し、○○事業を開始。
	昭和○○年○○月	A県において産業廃棄物処理業の許可を取得。
	昭和○○年○○月	A県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。
	昭和○○年○○月	社名を株式会社○○○○に変更。
	昭和○○年○○月	B県に○○支店を設立。B県において産業廃棄物収集運搬業の許可を取得。
	平成○○年○○月	本店において ISO14001 認証を取得。

(注1) ※の部分は1年に1回以上更新すれば足りる。

(注2) 従業員数については必ずしも公表する必要はない。

② 事業計画の概要

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
ハ 事業計画（他に法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可を受けている場合にあつては、これらの許可に係る事業に関するものを含む。）の概要	変更の都度

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、事業計画の概要を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 事業計画の概要は、産業廃棄物処理業の許可の申請時の添付書類の一つとなっており、当該添付書類に相当する内容（具体的には、事業の全体計画、収集運搬・処分する産業廃棄物の運搬量・処分量、収集運搬・処分業務の具体的な計画、環境保全措置の概要等）の公表を求めるものである。ただし、情報の一般公表を行うことにかんがみ、企業秘密に触れるような情報については適宜省略して差し支えない。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

③ 産業廃棄物処理業・特別管理産業廃棄物処理業の許可証の写し

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
二 申請者が受けている法第十四条第一項若しくは第六項又は第十四条の四第一項若しくは第六項の許可（他にこれらの許可を受けている場合にあつては、当該許可を含む。）に係る第十条の二若しくは第十条の六又は第十条の十四若しくは第十条の十八に規定する許可証の写し	変更の都度

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写しを公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、申請者が受けている全ての産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の写しであり、例えば、A県において産業廃棄物収集運搬業の許可について優良認定・優良確認を受ける場合であっても、
 - ・ A県において受けている産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の写し
 - ・ A県以外の都道府県において受けている産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可に係る許可証の写しを公表することが必要となる。
- 許可証の写しの掲載に当たっては、悪用防止のための表示を入れる等を行う必要がある

（【記載例】参照）。

○ 産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業の許可を多数受けている者に関しては、排出事業者等の関係者による情報参照の利便性に配慮し、総括表をあわせて公表することが望ましい（【記載例】参照）。

○ この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】

＜総括表の記載例＞

N O	産業廃棄物収集運搬業			許 可 品 目										頁
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	燃えがら	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	
①	A 県	・ ・ ・ ・ ・	平成 XX. XX. XX 平成 YY. YY. YY	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	1
②	B 県	・ ・ ・ ・ ・	平成 XX. XX. XX 平成 YY. YY. YY		●				●	●	●	●	●	3
③	c 市	・ ・ ・ ・ ・	平成 XX. XX. XX 平成 YY. YY. YY						●	●	●	●	●	4
④	d 市	・ ・ ・ ・ ・	平成 XX. XX. XX 平成 YY. YY. YY	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	5
	産業廃棄物処分業			許 可 品 目										
⑤	B 県	・ ・ ・ ・ ・	平成 XX. XX. XX 平成 YY. YY. YY		●				●	●	●	●	●	8
⑥	E 県	・ ・ ・ ・ ・	平成 XX. XX. XX 平成 YY. YY. YY						●	●	●	●	●	11

①	許可番号 第 _____ 号	号
産業廃棄物処分業許可証		
住 所 〇〇県〇〇市〇〇		
氏 名 株式会社〇〇〇〇 代表取締役 〇〇〇〇		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 4 項の許可を受けた者であることを証する。		
〇〇 県知事 〇 〇 〇 〇 知事印		
許 可 の 年 月 日 平成 年 月 日		
許 可 の 有 効 年 月 日 平成 年 月 日		
1. 事業の範囲 (1) 事業の区分 最終処分（埋立） (2) 産業廃棄物の種類 燃え殻、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第 2 条第 13 号に掲げるもの（これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。） 以上 13 種類 NO COPY 再 複 写 無 効		
2. 事業の用に供するすべての施設		
処理施設の種類	管理型最終処分場（政令第 7 条第 14 号ハ）	
処 理 能 力	埋 立 地 面 積 m ² 埋 立 容 量 m ³	
設 置 年 月 日	平成 年 月 日	
許 可 年 月 日	平成 年 月 日	
許 可 番 号		
設 置 場 所	〇〇県〇〇市〇〇	
3. 許可の条件 * * * * *		
4. 許可の更新又は変更の状況 新規許可年月日 平成 年 月 日		

④ 運搬施設・処理施設に関する事項

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
ホ 事業の用に供する施設に関する次に掲げる事項 (1) 運搬施設の種類及び数量並びに運搬車に係る低公害車の導入の状況 (2) 積替え又は保管を行う場合には、積替え又は保管の場所ごとの所在地、面積、積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限（特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限）	変更の都度（(1)に掲げる事項については一年に一回以上）

※同規則第十条の十二の二において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても同様の規定が置かれている。

第十条の四の二 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
ホ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設に関する当該施設ごとの次に掲げる事項 (1) 設置場所 (2) 設置年月日 (3) 当該施設の種類 (4) 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。） (5) 処理能力（当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあつては、埋立地の面積及び埋立容量） (6) 処理方式 (7) 構造及び設備の概要 (8) 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、当該許可に係る第十二条の五に規定する許可証の写し	変更の都度

※同規則第十条の十六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに

従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第十九条において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても同様の規定が置かれている。

（産業廃棄物処分業者に係る確認の基準）

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第二十二條において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

○ この項目は、事業の用に供する運搬施設・処理施設に関する情報を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。

○ 産業廃棄物収集運搬業・特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可について優良認定・優良確認を受ける場合は、当該許可を受けている都道府県又は政令市以外において営む事業に関するものも含め、全国において事業の用に供する産業廃棄物の運搬施設に関する以下の情報を公表する必要がある。

- ・運搬施設の種類及び数量
- ・運搬車に係る低公害車の導入の状況
- ・積替え保管を行う場合には、積替え保管の場所ごとの所在地、面積、積替え保管を行う産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替えのための保管上限

公表にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・「運搬施設の種類及び数量」のうち、運搬車の種類については、以下を参考とし、車両形式や規模・能力等を記載する。

<運搬車の種類の記載内容の例>

【車両形式】	・ダンプ車（土砂ダンプ車、清掃ダンプ車等）	
	・機械式収集車（回転板式、圧縮板式、荷箱回転式等）	
	・脱着装置付きコンテナ車（ウインチ式、アーム式等）	
	・平ボデー車（リフト付き、クレーン付き等）	
	・タンクローリー車（重力方式、真空方式、液体ポンプ方式等）	
	・吸引車（汚泥吸引車、強力吸引車、バキュームカー等）	等
【規模・能力】	最大積載量（トン又は m^3 ）、最大積載可能寸法（m）	

- ・「運搬車に係る低公害車の導入の状況」とは、産業廃棄物の運搬車の総台数に占める低排出ガス車や低燃費車の台数の割合をいう。【記載例】を参考に、これらの事項を表形式で記載する。最低限、以下の事項が記載されていれば可とする。

イ) 平成 17 年規制適合車とそれよりも排ガス排出量の低い自動車（【記載例】産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況の表中⑥～⑩）の保有台数及び全保有台数に占める割合

ロ) 平成 27 年度燃費基準達成車（【記載例】産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況の表中⑧）の保有台数及び全保有台数に占める割合

なお、自らの取組をアピールする観点からも、平成 12 年基準低排出ガス車等の保有台数等や、平成 17 年度燃費基準達成車・平成 22 年度燃費基準達成車（表 2 の①～⑦）の保有台数等をあわせて記載したり、過去の導入状況との比較をあわせて記載することが望ましい。また、低公害車の導入目標を宣言し、それに向けて低公害車の導入に取り組むことも、良い取組であると考えられる。

- ・「積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類」には、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類が含まれる。したがって、特別管理産業廃棄物の積替え又は保管の場所にあつては、積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類を記載する。
- ・「積替えのための保管上限」については、産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の許可証に、具体的数値が記載されているので、これを転記する。

- また、産業廃棄物処分量・特別管理産業廃棄物処分量の許可について優良認定・優良確認を受ける場合は、当該許可を受けている都道府県又は政令市以外において営む事業に関するものも含め、全国において事業の用に供する産業廃棄物の処理施設ごとに、当該施設に関する以下の情報を公表する必要がある。

- ・ 設置場所
- ・ 設置年月日
- ・ 当該施設の種類
- ・ 当該施設において処理する産業廃棄物の種類（石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）
- ・ 処理能力（産業廃棄物の最終処分場である場合は、埋立地の面積及び埋立容量）
- ・ 処理方式
- ・ 構造及び設備の概要
- ・ 当該施設について産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合には、許可証の写し

公表にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・「施設の種類」「処理能力」「処理方式」「構造及び設備の概要」については、以下を参考として記載するものとする。

＜表 3. 3. 3④－1 処理施設に関する記載内容の例＞

施設の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要
汚泥の脱水施設	・ m³／日 ・ 稼動時間 (h)	・ 真空脱水 ・ 加圧脱水 ・ 遠心脱水 ・ ヘルトプレス脱水	・ ろ液の処理方法
汚泥の乾燥施設	・ m³／日 ・ 稼動時間 (h)	・ 熱風回転乾燥 ・ 溝型攪拌水蒸気乾燥機	・ 排ガスの処理方法
汚泥の天日乾燥施設	・ m³／日 ・ 稼動時間 (h)		・ 地表水の流入防止方法 ・ 排水の処理方法 ・ 地下浸透防止方法
汚泥の焼却施設 (PCB 汚染物及び処理物 であるものを除く)	・ m³／日 ・ t／日 ・ m² (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリーキルン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ ストーカ炉	・ 燃焼ガス温度 (800℃ 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間 (2 秒以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 焼却灰の処分方法
廃油の油水分離施設 (海洋汚染防止法第 3 条 第 14 号の廃油処理施設 を除く)	・ m³／日 ・ 稼動時間 (h)	・ 重力分離 ・ 遠心分離 ・ 加圧浮上分離 ・ ろ過分離 ・ 化学的分離	・ 汚泥の処分方法 ・ 廃油の流出防止堤の構造 ・ 排水の処理方法 ・ 地下浸透防止方法
廃油の焼却施設 (PCB 等及び海洋汚染防 止法第 3 条第 14 号の廃 油処理施設を除く)	・ m³／日 ・ t／日 ・ m² (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリーキルン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ 噴霧燃焼炉	・ 燃焼ガス温度 (800℃ 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間 (2 秒以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 焼却灰の処分方法 ・ 廃油の流出防止堤の構造 ・ 地下浸透防止方法
廃酸・廃アルカリの中和処 理	・ m³／日 ・ 稼動時間 (h)	・ 中和攪拌施設	・ 汚泥の処理方法 ・ 排水の処分方法 ・ 地下浸透防止方法
廃プラスチック類の破碎施 設	・ t／日 ・ 稼動時間 (h)	・ 破碎機 ・ 切断機 ・ 圧縮機	・ 粉じんの処理方法 ・ 騒音・振動防止方法
廃プラスチック類の焼却施 設 (PCB 汚染物質及び PCB 処理物であるものを除 く)	・ m³／日 ・ t／日 ・ m² (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリーキルン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ ストーカ炉	・ 燃焼ガス温度 (800℃ 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間 (2 秒以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 焼却灰の処分方法
木くず又はがれき類の破 碎施設	・ m³／日 ・ t／日 ・ 稼動時間 (h)	・ 破碎機 ・ 切断機 ・ 圧縮機	・ 粉じんの処理方法 ・ 騒音・振動防止方法

金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固化施設	・ m^3 / 日 ・ t / 日 ・ 稼動時間 (h)	・ 押出成形式 ・ 振動造粒式 ・ 皿型造粒式 ・ フリケット成形式	・ 混練機の構造 ・ 地下浸透防止方法
水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	・ m^3 / 日 ・ t / 日 ・ 稼動時間 (h)	・ 立型多段炉 ・ ロータリーファーネス ・ レット炉	・ ばい焼温度 (600°C 以上) ・ 排ガスの処理方法 ・ 水銀ガスの回収方法 ・ 焼却灰の処分方法 ・ 地下浸透防止方法
汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるアン化合物の分解施設	・ m^3 / 日 ・ t / 日 ・ 稼動時間 (h)	・ 高温熱分解 ・ 酸化分解	・ 高温分解室出口炉温 (900°C 以上) ・ 汚泥の処分方法 ・ 地下浸透防止方法
廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設	・ m^3 / 日 ・ t / 日 ・ 稼動時間 (h)	・ 噴霧燃焼炉 ・ ロータリーキルン	・ 燃焼ガス温度 (1100°C 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間 (2 秒以上) ・ 焼却灰の処分方法 ・ 廃 PCB 流出防止堤の構造 ・ 地下浸透防止方法
廃 PCB 等 (PCB 汚染物に塗布され、染み込み、付着し、又は封入された PCB を含む) 又は PCB 処理物の分解施設	・ m^3 / 日 ・ t / 日 ・ 稼動時間 (h)	・ 脱塩素化分解 ・ 水熱酸化分解 ・ 還元熱化学分解 ・ 光分解 ・ プラズマ分解 ・ 機械化学分解 ・ 熔融分解	・ 廃 PCB 流出防止堤の構造 ・ PCB 性状分析設備の仕様 ・ 地下浸透防止方法 ・ 排ガス処理方法 ・ 分解後の残さの処分方法
PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設	・ m^3 / 日 ・ t / 日 ・ 稼動時間 (h)	・ 洗浄 ・ 分離	・ 廃 PCB 流出防止堤の構造 ・ PCB 性状分析設備の仕様 ・ 洗浄・分離後の残さの処分方法
廃棄物処理法施行令 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 12 号以外の焼却施設	・ m^3 / 日 ・ t / 日 ・ m^2 (火格子面積) ・ 稼動時間 (h)	・ ロータリーキルン ・ 固定床炉 ・ 流動床炉 ・ ストーカー炉	・ 燃焼ガス温度 (800°C 以上) ・ 燃焼ガス滞留時間 (2 秒以上) ・ 焼却灰の処分方法
遮断型最終処分場	・ m^2 (面積) ・ m^3 (埋立容量)		・ 雨水の流入防止方法 ・ 外周及び内部仕切設備 ・ 一区画の規模
安定型最終処分場	・ m^2 (面積) ・ m^3 (埋立容量)	・ サンドイッチ工法	・ 浸透水採取設備の構造 ・ 飛散、流出防止の方法 ・ 防災設備の構造 ・ 雨水排水設備
管理型最終処分場	・ m^2 (面積) ・ m^3 (埋立容量)	・ 嫌気性埋立 ・ 準好気性埋立 ・ 好気性埋立	・ 浸出液の処理方法 ・ 飛散、流出防止の方法 ・ 防災設備の構造

備考

1. この表は、設置許可が必要とされる産業廃棄物処理施設の種類の記載であるが、動植物性残さのメタン発酵・堆肥化施設、廃プラスチックの油化施設、木くずの炭化施設、建設汚泥の高度安定化施設等、設置許可を必要としない施設についても、この表に準じて記載する。
2. 処理能力については、表示単位は1日当りの処理量（例えば、 $\text{m}^3/\text{日}$ 、又は $\text{t}/\text{日}$ ）を記載し、1日の運転時間（稼働時間）を付記する。焼却施設にあつては、火格子（火炉）面積 $[\text{m}^2]$ を記載する。
3. 処理方式については、プラントメーカーが一般的に用いているものを記載例として示したもの。上表に該当するものがない場合は、プラントメーカーの呼称等の適切な呼称を記載する。
4. 構造及び設備の概要については、焼却施設の温度・滞留時間については具体的な数値を、排ガス・焼却灰等の処理方法については処理を行う設備の名称を記載する。

- ・「施設において処理する産業廃棄物の種類」は、施設において処理する特別管理産業廃棄物の種類を含むものであり、特別管理産業廃棄物の処理施設にあつては、施設において処理する特別管理産業廃棄物の種類を公表すること。
- ・また、平成3年改正法等により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものとみなされた施設であつて、許可を受けたものとみなされた日以降、廃棄物処理法第15条の2の6第1項の変更の許可を受けていない施設については、許可証が発行されていないことから、同項の許可を受けるまでの間は「許可証の写し」を公表する必要はないこと。

なお、「平成3年改正法等により産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けたものとみなされた施設」とは、具体的には、以下の産業廃棄物処理施設であつて、廃棄物処理法施行令第7条各号に掲げる施設に該当するものをいう。

<みなし許可施設一覧>

- ・平成3年改正法（平成3年法律第95号）の施行の際現に設置されていた産業廃棄物処理施設
- ・平成9年改正令（平成9年政令第269号）の施行の際現に設置されていた産業廃棄物の焼却施設
- ・平成9年改正令（平成9年政令第353号）の施行の際現に法第8条第1項の許可を受けていた新築木くず等処理施設
- ・平成12年改正令（平成12年政令第493号）の施行の際現に設置されていた令第2条第2号に掲げる産業廃棄物又はがれき類の破碎施設
- ・平成13年改正令（平成13年政令第331号）の施行の際現に法第8条第1項の許可を受けていた動物系固形不要物処理施設
- ・平成18年改正令（平成18年政令第250号）の施行の際現に設置されていた廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設
- ・平成19年改正令（平成19年政令第283号）の施行の際現に法第8条第1項の許可を受けていた物品賃貸業に係る木くず等処理施設

- 情報の公表は、その設置に許可が必要とされる産業廃棄物処理施設に限られず、許可対象となっていない小規模施設も含め、事業の用に供するすべての産業廃棄物の処理施設について行う必要がある。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。ただし、「運搬施設の種類及び数量」「運搬

車に係る低公害車の導入の状況」については、一年に一回以上更新すれば足りる。

【記載例】

<運搬車>

	車 両 形 式	積載量	積載可能寸法 全長×幅×高さ(mm)	保有台数
1	4 t ダンプ車	4,000kg	5,790×2,200×2,500	4 台
2	4 t コンテナ車	3,850kg	6,220×2,200×2,500	3 台
3	2 t コンテナ車	2,000kg	4,400×1,690×1,990	2 台
4	・ ・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・

<積替保管施設>

	所在地	面 積	積替え保管を行う 産業廃棄物の種類	積替えのための 保管上限	備考（設備の概要等）
1	A 県 b 市 XX-XX-X	1,000 m ²	建設系廃棄物（木くず、廃プラスチック等）	350 t （1 日排出量 50 t の 7 倍以内）	スケール×1 基、積替重機×2 台、クレーン×1 基、洗車設備 塀（高さ 1.8m）の設置による 周辺への廃棄物の飛散防止
2	C 県 d 市 YY-YY-Y	500 m ²	廃プラスチック	200 t	
	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・	・ ・ ・

＜産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低公害車の導入の状況＞

1. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況（平成 25 年 4 月現在）

運搬車の排ガスレベル		台数（割合） H25.4 時点	【参考】台数（割合） H24.4 時点
全保有台数		68（100.0%）	50（100.0%）
①平成 12 年基準低排出ガス車 良☆		2（2.9%）	2（4.0%）
②平成 12 年基準低排出ガス車 優☆☆		4（5.9%）	4（8.0%）
③平成 12 年基準低排出ガス車 超☆☆☆		0（0.0%）	0（0.0%）
④平成 12 年基準超低 PM 排出ディーゼル車 ☆☆☆		12（17.6%）	12（24.0%）
⑤平成 12 年基準超低 PM 排出ディーゼル車 ☆☆☆☆		6（8.8%）	6（12.0%）
⑥平成 17 年規制適合車		24（35.3%）	10（20.0%）
⑦平成 17 年基準低排出ガス車 ☆☆☆		4（5.9%）	0（0.0%）
⑧平成 17 年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆		0（0.0%）	0（0.0%）
⑨平成 17 年基準低排出ガス重量車 ☆		12（17.6%）	5（10.0%）
⑩平成 17 年基準低排出ガス重量車 ★		4（5.9%）	1（2.0%）
【低排出ガス車の導入目標】			
平成 27 年 3 月末までに、平成 17 年基準低排出ガス重量車（上記⑨＋⑩）の占める割合を全保有台数の 30%以上とする。			

2. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況（平成 25 年 4 月現在）

運搬車の燃費低減レベル		台数（割合） H25.4 時点	【参考】台数（割合） H24.4 時点
全保有台数		68（100.0%）	50（100.0%）
平成 17 年度燃費基準達成車	①—	0（0.0%）	0（0.0%）
	②10%低減レベル	0（0.0%）	0（0.0%）
平成 22 年度燃費基準達成車	③—	0（0.0%）	0（0.0%）
	④5%低減レベル	0（0.0%）	0（0.0%）
	⑤10%低減レベル	0（0.0%）	0（0.0%）
	⑥15%低減レベル	0（0.0%）	0（0.0%）
	⑦25%低減レベル	3（4.4%）	1（2.0%）
平成 27 年度燃費基準達成車	⑧—	4（5.9%）	2（4.0%）
【低燃費車の導入目標】			
平成 27 年 3 月末までに、平成 27 年度燃費基準達成車（上記⑧）の占める割合を全保有台数の 15%以上とする。			

【参考】運搬車の排ガスレベルの見方

自動車検査証の「型式」欄に記載されている記号のうち、－（ハイフン）より前の記号（識別記号）を確認する。

識別番号の桁数	排ガスレベル
1 桁（例 U－●●・・・）	平成 4 年以前の規制適合車（低排出ガス車認定なし）
2 桁（例 GA－●●・・・）	平成 5 年～平成 16 年の規制適合車（低排出ガス車認定なし）
EA、EB、EC、ED、EE	電気自動車
DC、DF、DJ、DM、DQ、DT、DW、PG、PH、PQ、PR、UA、UB、UC、UD、UE、UF、UG、UH、UJ、UK、UL、UM、UN、UP、UQ、UR、US、VG、VH、VQ、VR、WC、WF、WJ、WM、WQ、WT、WW、ZA、ZB、ZC、ZD、ZE、ZF、ZG、ZH、ZJ、ZK、ZL、ZM	平成 12 年基準排出ガス 75%低減車 ☆☆☆
DB、DE、DH、DL、DP、DS、DV、LA、LB、LC、LD、LE、LF、LG、LH、LJ、LK、LL、LM、LN、LP、LQ、LR、LS、PE、PF、PN、PP、VE、VF、VN、VP、WB、WE、WH、WL、WP、WS、WV、YA、YB、YC、YD、YE、YF、YG、YH、YJ、YK、YL、YM、	平成 12 年基準排出ガス 50%低減車 ☆☆
DA、DD、DG、DK、DN、DR、DU、PC、PD、PL、PM、TA、TB、TC、TD、TE、TF、TG、TH、TJ、TK、TL、TM、TN、TP、TQ、TR、TS、VC、VD、VL、VM、WA、WD、WG、WK、WN、WR、WU、XA、XB、XC、XD、XE、XF、XG、XH、XJ、XK、XL、XM、	平成 12 年基準排出ガス 25%低減車 ☆
PB、PK、VB、VK	平成 12 年基準排出ガス PM85%低減ディーゼル車 ☆☆☆☆
PA、PJ、VA、VJ	平成 12 年基準排出ガス PM75%低減ディーゼル車 ☆☆☆
3 桁（例 B●●－●●・・・）	（次の表で判別する）
Z●●	電気自動車又は燃料電池自動車
S●●	平成 22 年規制適合車
R●●	平成 21 年基準排出ガス 75%低減車 ☆☆☆☆
M●●	平成 21 年基準排出ガス 50%低減車 ☆☆☆
L●●	平成 21 年規制適合車
K●●	平成 20 年規制適合車
H●●	平成 19 年基準排出ガス 75%低減車 ☆☆☆☆
G●●	平成 19 年基準排出ガス 50%低減車 ☆☆☆
E●●	平成 19 年規制適合車
J●●	平成 18 年規制適合車
D●●	平成 17 年基準排出ガス 75%低減車 ☆☆☆☆
C●●	平成 17 年基準排出ガス 50%低減車 ☆☆☆
A●●	平成 17 年規制適合車
B●●	平成 17 年基準 NOx・PM10%低減重量車 ★
N●●	平成 17 年基準 NOx10%低減重量車 ☆
P●●	平成 17 年基準 PM10%低減重量車 ☆

※ 表中の●は、任意のアルファベット

＜産業廃棄物の処理施設＞

	設置場所	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要	許可証
①	A県b市 XX-XX-X	平成X年 X月X日	破碎施設	がれき類	40 t / 日 (稼働時間 8 h / 日 (9 時～17 時))	破碎機 (横 型回転式ハ ンマークラ ッシャ)	・供給設備 (最大供給寸法○cm 角×○cm 長) ・破碎設備 (主電動機○kW) ・分級設備 (ふるいサイズ可変)	P 1
②	C県d市 YY-YY-Y	平成Y年 Y月Y日	管理型 最終処分場	下水汚泥、 燃え殻	埋立容量 10 万 m ³	準好気性埋 立	・浸出液処理設備 (調整池、活 性汚泥処理、凝集沈殿、消毒等) ・周囲に緑地帯の設置	P 3
③	...	...	...	...	...	...	...	..

＜産業廃棄物処理施設の設置の許可証の写し＞

1 産業廃棄物処理施設 設置 許可証 変更 年 月 日			
住 所 ○○県○○市○○ 氏 名 株式会社○○○○ 代表取締役 ○○○○			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 15 条 第 1 項 の規定により、設置の許可を受けた 第15条の2の6第1項 産業廃棄物処理施設であることを証する。			
○○県知事 ○○○○ 知事印			
許可の年月日		許可番号	
施設の種類及び処理する産業廃棄物の種類 (当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。)	・産業廃棄物 - 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動物残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体、ばいじん ※これらのもののうち石綿含有産業廃棄物を除く。 ※これらのもののうち特別産業廃棄物を除く。 ・特別管理産業廃棄物 - 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、ばいじん、感染性産業廃棄物		
設置場所	○○県○○市○○		
処理能力	汚泥 t / 日 (24時間) ・廃油 t / 日 (24時間) ・廃プラスチック類 t / 日 (24時間) ・産業廃棄物 t / 日 (24時間)		
許可の条件			

NO COPY
再複写無効

規則第11条第○項の

＜表 3. 3. 3④－2 産業廃棄物の種類ごとの主な処理方法＞

産業廃棄物の種類	主な中間処理方法	主な再資源化方法
燃えがら	セメント固化、溶融	路盤材・人工骨材化、セメント原料化
汚泥（有機）	濃縮、脱水、乾燥、焼却、炭化	肥料化、メタン回収、セメント原料化
汚泥（無機）	濃縮、脱水、乾燥、造粒	路盤材・人工骨材化、セメント原料化
廃油	油水分離、焼却	再生油、BDF化
廃酸、廃アルカリ	中和	中和剤利用
廃プラスチック類	洗浄、破碎、選別、焼却	原材料化、燃料化、油化
紙くず	焼却、圧縮	原材料化、燃料化
木くず	破碎、焼却、炭化	原材料化、燃料化
繊維くず	洗浄、圧縮、選別	原材料化
動植物性残さ	破碎、乾燥、焼却	メタン回収、肥料化、飼料化
金属くず	破碎、選別	原材料化
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	破碎、選別	原材料化、人工骨材化
がれき類	破碎、選別	人工骨材化、金属回収
ばいじん	セメント固化、薬剤固化、焙焼、溶融	セメント原料化、人工骨材化、金属類回収
感染性廃棄物	滅菌、消毒、焼却、溶融	

⑤ 事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十条の四の二 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
へ 事業の用に供する産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度

※同規則第十条の十六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物処分業者に係る確認の基準）

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第二十二条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

○ この項目は、申請者の事業場内において産業廃棄物がどのような工程を経て処理されているかを表す処理工程図を公表するものであり、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。

○ 「産業廃棄物」には、特別管理産業廃棄物が含まれ、特別管理産業廃棄物の処理を行っている事業場については、当該特別管理産業廃棄物の処理工程図を作成する必要がある。

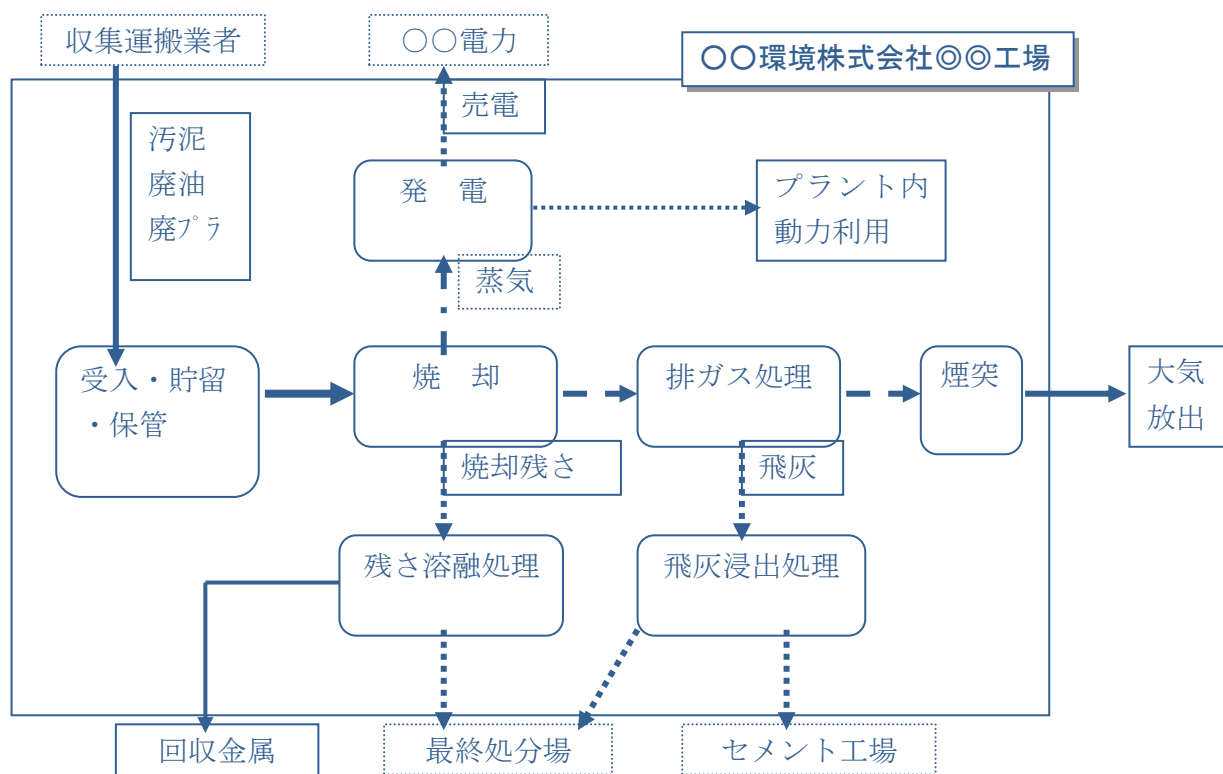
また、処理工程図は、産業廃棄物の処理施設が設置されている事業場ごとに作成する必要がある。処理工程図では、産業廃棄物の種類に応じて、脱水、乾燥、焼却、油水分離、中和、破碎、溶融、洗浄、コンクリート固型化その他の単位処理工程がどのような順序で実施されているかについて、単位処理工程をひとつのブロックとしたブロック図等で表す。単位処理工程の名称は、可能な限り、メーカー固有の呼称ではなく、一般的なものを用いる。

さらに、処理工程図には、廃棄物の受入れから処理までの工程、排ガス・排水・残渣物を処理し事業場外へ排出する工程等を全て記載する。例えば、焼却処理を行う事業場の場合には、焼却灰等の処理工程を含み、廃油、廃液、汚泥等の処理施設の場合には、汚泥等の処理工程を含む。

なお、企業秘密に該当するような、単位処理工程ごとの詳細な技術内容については掲載する必要はない。

○ この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】 （汚泥、廃油及び廃プラスチックの大型焼却施設についての記載例）



⑥ 産業廃棄物の一連の処理の行程

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十条の四の二 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
ト 情報公表日の属する月の前々月までの一年間（以下「直前一年間」という。）において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程（次に掲げる事項を含み、当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3) 情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量 (4) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5) 当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法	一年に一回以上

※同規則第十条の十六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物処分業者に係る確認の基準）

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第二十二条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

○ この項目は、申請者が排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を公表するものであり、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。

○ 公表の対象となるのは、情報をインターネットを利用する方法により公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの1年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報である。例えば、平成24年1月15日に情報を公表する場合、平成22年12月から平成23年11月までの間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）の情報が公表の対象

となる。

○ 最終処分が終了するまでの一連の処理の行程については、マテリアルフロー図の形式で公表する必要がある。その際、以下の(1)～(6)に留意する。

- (1) 個々の事業場内における処理工程は、⑤の事業場ごとの処理工程図において記載しているため、この項目で再度記載する必要はない。
- (2) 排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の量については、産業廃棄物の種類ごとにその重量を記載すること。この際、産業廃棄物の種類は、廃棄物処理法第2条及び廃棄物処理法施行令第2条に掲げる産業廃棄物の種類に必ずしも合わせる必要はなく、これらの種類のいずれに当たるかが客観的に明らかであれば、産業廃棄物の具体的名称や、自社管理用の名称でも差し支えない。
- (3) 処分量については、破砕、選別、焼却等の処分方法ごとに記載し、焼却等により減量した量等についても区別して記載する。
- (4) 産業廃棄物の保管量については、申請者である産業廃棄物処理業者の処理施設における処理前・処理後を問わず、産業廃棄物に該当する物についての保管量を公表する必要がある。この際、処理前の産業廃棄物の保管量と処理後の産業廃棄物の保管量を区別して記載することが望ましい。また、焼却処理や脱水処理による減量化など、処理の過程において産業廃棄物の重量が変化することなども考えられることから、必ずしも、「受入量＝保管量＋持出量」が成立している必要はない。
- (5) 処分後の産業廃棄物の持出量については、持出先ごとに区別して記載する。また、当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法（「焼却処理」、「安定型最終処分場へ埋立て」、「路盤材として再生」など）を記載する。一方、当該持出先である産業廃棄物処分業者や処理施設の個別名称の公表については、任意とする。

産業廃棄物を再生することにより得た物の持出量については、持出先ごとに区別して記載する。また、当該持出先における当該物の利用方法（「発電用燃料として利用」、「製鋼原料として利用」など）を記載する。一方、当該持出先である取引企業や施設の個別名称の公表については、任意とする。また、例えば、産業廃棄物を原料としてセメントを製造する事業者のように、再生により得た物を一度集積基地（セメントのサービスステーション等）に集積したのち、個々の持出先へ持ち出す場合、公表の対象期間において得られた再生物の総量や、個々の集積基地への出荷量、個々の販売先への販売量等の情報により、合理的に推計される量を持出量とすることで差し支えない。ただしこの場合、持出量が推計値である旨及びその推計の方法についてあわせて公表することが必要である。

処分後の産業廃棄物の持出量、産業廃棄物を再生することにより得た物の持出量については、これらの持出量を合計した全持出量の5%未満の持出量である持出先であって、持出量の上位5者に該当しないものについては、「その他持出先への持出量」などとして、一括して公表して差し支えない。

金属くずのように、市況の変化等によって有価で売却する場合と、費用を負担して処理を委託する場合が頻繁に変わる物（産業廃棄物と有価物の両方に該当する物）について、同一の持出先に持出しを行っている場合、「処理委託・売却」などとして、処分後の産業廃棄物の当該持出先への持出量と、産業廃棄物を再生することにより得た物の当該持出先へ

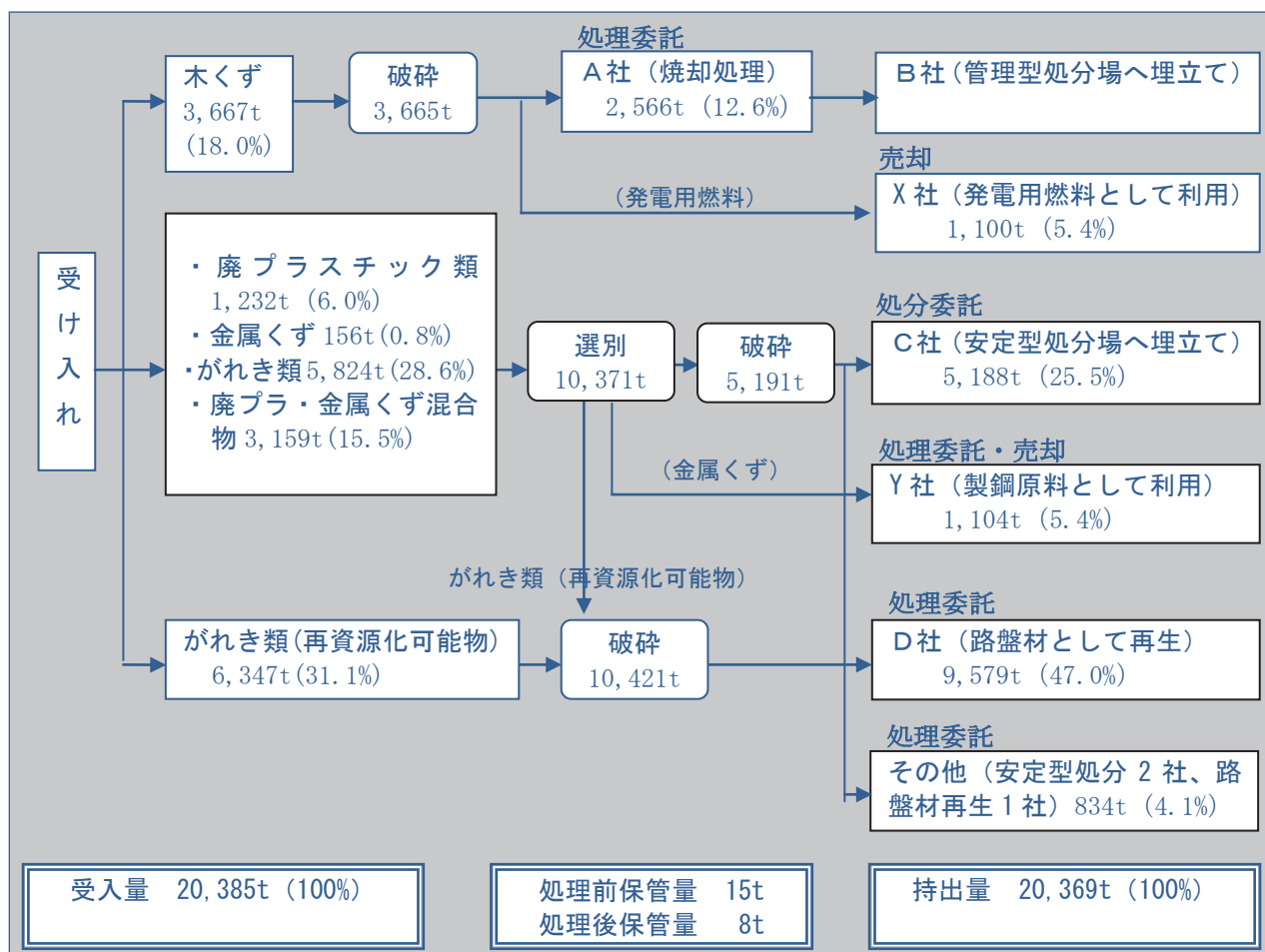
の持出量を、一括して公表して差し支えない。

- (6) 産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程を記載する必要があるので、申請者の処理施設における処分後の産業廃棄物の持出先において当該持出後の産業廃棄物が処分された後に、さらに残った産業廃棄物が別の場所へ持ち出される場合、当該産業廃棄物の最終処分が終了するまでの持出先についても記載する必要がある。この場合、持出量については、申請者である産業廃棄物処分業者の処理施設における処分後の産業廃棄物の持出先への持出量を記載すれば足り、当該持出先からさらに別の場所への持出量については、必ずしも記載する必要はないこと。なお、「最終処分」とは、「埋立処分」「海洋投入処分」又は「再生」をいう（廃棄物処理法第12条第5項参照）。

- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

産業廃棄物の一連の処理の行程（平成22年4月～平成23年3月）



⑦ 産業廃棄物の受入量、運搬・処分量等

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
へ 情報をインターネットを利用する方法により公表する日（当該情報を更新する場合にあつては、更新する日。以下「情報公表日」という。）の属する月の前々月までの三年間（以下「直前三年間」という。）の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	一年に一回以上

※同規則第十条の十二の二において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても同様の規定が置かれている。

第十条の四の二 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
チ 直前三年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む。） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量	一年に一回以上

※同規則第十条の十六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第十九条において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても、同様の規定が置かれている。

（産業廃棄物処分業者に係る確認の基準）

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとお

りとする。

一・二 （略）

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第二十二条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、申請者が排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の受入量、運搬・処分量等の実績を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報をインターネットを利用する方法により公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を含む。）についての情報である。例えば、平成24年1月15日に情報を公表する場合、平成20年12月～平成23年11月の間の情報が公表の対象となる。
- 廃棄物処理法に基づき産業廃棄物処理業者が保存することとされている帳簿の記載事項のうち、産業廃棄物の受入量、運搬・処分量、処分後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量について、産業廃棄物の種類ごとに、会社全体として集計し、これを掲載することとなる。
- 産業廃棄物収集運搬業者に関する公表事項のうち、「受入量」とは、排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量、「運搬量」とは、運搬先へ運搬した量をいう。
「運搬方法」については、運搬車、運搬船、鉄道等に分類する。積替保管施設等で有価物の分別・販売を行った場合等に、受入量と運搬量の間に差が生ずることは差し支えない。
- 産業廃棄物処分業者に係る公表事項のうち、「受入量」は、上記と同様、排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量をいう。
「処分後の産業廃棄物の持出先及び処分方法ごとの処分量」については、まず、「持出先」について「自社処分」と「処分委託」に区分した上で、さらに「処分方法」について、焼却、管理型埋立処分、安定型埋立処分等に区分し、それぞれの区分ごとの処分量を記載することとする。ここで、「持出先」については、個別の持出先ごとに分類する必要はない。
- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

○ 産業廃棄物収集運搬業者

産業廃棄物の受入量・運搬量（平成 20 年 12 月から平成 23 年 11 月まで）

産業 廃棄物 種類	運搬方法		処理実績（年／月）											
			20/12	21/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	23/11
木くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
廃プラスチック類	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
紙くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
がれき類	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
繊維くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
金属くず	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		船舶	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
建設 混合 廃棄物 ＊	受入量		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
	運搬量	運搬車	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t

＊は、木くず、廃プラスチック類、紙くずの混合廃棄物。

○ 産業廃棄物処分業者

産業廃棄物の受入量・処分量（平成 20 年 12 月～平成 23 年 11 月）

産業 廃棄物 種類	処分方法 受入実績	処理実績（年／月）												23/11
		20/12	21/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
廃プラスチック類	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	圧縮梱包	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
木くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
紙くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
繊維くず	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
建設 混合 廃棄物 ＊	受入量	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	処分量計	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	破碎	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t				

（注 1）*は、木くず、廃プラスチック類、紙くずの混合廃棄物。

（注 2）建設混合廃棄物は、選別の後、産業廃棄物の種類ごとに処分する。したがって、建設混合廃棄物の処分実績は、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くずの処理実績に含まれる。

（注 3）連続する複数の処分方法ごとに処分量を集計しているため、処分方法ごとの処分量を合計したものと処分量計が一致しない。

処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量
(平成 20 年 12 月～平成 23 年 11 月)

廃棄物種類	持出先	処分方法	処理実績（年／月）												23/11
			20/12	21/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10		
廃プラスチック類	自社	管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		安定型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	委託	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		安定型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	合計		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
木くず	委託	焼却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		売却	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	合計		t	t	t	t	t	t	t		t	t	t	t	
繊維くず	委託	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	合計		t	t	t	t	t	t	t		t	t	t	t	
金属くず	自社	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	委託	□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
		□□	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	合計		t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
燃え殻	委託	管理型埋立	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t	
	合計		t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t	t	
混合廃棄物※	委託	安定型埋立	t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t	t	
	合計		t	t	t	t	t	T	t	t	t	t	t	t	

※は、廃プラスチック類、ガラスくず、陶磁器くずの混合廃棄物。

⑧ 産業廃棄物処理施設の維持管理状況

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十条の四の二 (略)

二 (略)

公表事項	更新すべき場合
リ 直前三年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（次の(1)から(8)までに掲げる当該施設の種類に応じ、当該(1)から(8)までに定める事項に限る。） (1) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設及び電気炉等を用いた焼却施設を除く。） 第十二条の七の二第一号ハ及びニに掲げる事項 (2) 令第七条第三号、第五号、第八号及び第十三号の二に掲げる施設（ガス化改質方式の焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第二号ハ及びニに掲げる事項 (3) 令第七条第三号、第五号、第八号、第十二号及び第十三号の二に掲げる施設（電気炉等を用いた焼却施設に限る。） 第十二条の七の二第三号ハ及びニに掲げる事項 (4) 令第七条第十一号の二に掲げる施設 第十二条の七の二第四号ハからヘまでに掲げる事項 (5) 令第七条第十二号の二及び第十三号に掲げる施設 第十二条の七の二第五号ハからホまでに掲げる事項 (6) 令第七条第十四号イに掲げる施設 第十二条の七の二第六号ロからヘまでに掲げる事項 (7) 令第七条第十四号ロに掲げる施設 第十二条の七の二第七号ロからヘまでに掲げる事項 (8) 令第七条第十四号ハに掲げる施設 第十二条の七の二第八号ロからリまでに掲げる事項	一年に一回以上

※同規則第十条の十六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（新規則第十条の四の二第二号の規定の適用に関する経過措置）

第六条 (略)

2 (略)

3 既存管理型最終処分場に係る新規則第十条の四の二第二号の規定の適用については、同号の表りの項(8)中「第十二条の七の二第八号ロからリまでに掲げる事項」とあるのは「第十二条の七の二第八号ロからトまでに掲げる事項、同号チに掲げる事項（平成二十三年十月一日以後に行った廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（平成二十三年環境省令第一号）による改正後の一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（以下「新最終処分基準省令」という。）第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に係るものに限る。）及び第八号リに掲げる事項」とする。

※同規則附則第八条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

(産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準)

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第十九条において、特別管理産業廃棄物収集運搬業者についても、同様の規定が置かれている。

(産業廃棄物処分業者に係る確認の基準)

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 (略)

※同規則附則第二十二条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

(既存管理型最終処分場に係る確認の基準の特例)

第二十五条 既存管理型最終処分場に係る附則第十六条第三号及び附則第二十二条第三号の規定の適用については、これらの規定中「事項」とあるのは、「事項（同表りの項(8)に定める事項については、新規則第十二条の七の二第八号口からトまでに掲げる事項、同号チに掲げる事項（平成二十三年十月一日以後に行った新最終処分基準省令第二条第二項第三号の規定によりその例によることとされる新最終処分基準省令第一条第二項第十四号の二の規定による点検に係るものに限る。）及び第八号リに掲げる事項とする。）」とする。

【解 説】

- この項目は、申請者が事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報を公表するものであり、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間ににおける産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報である。例えば、平成24年1月15日に情報を公表する場合、平成20年12月～平成23年11月の間の情報が公表の対象となる。
- 公表の対象となる施設は、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる下表の施設であり、公表すべき事項は、産業廃棄物処理施設の種類ごとに、同表に掲げる事

項である。

公表すべき事項は、法第 15 条第 1 項の産業廃棄物処理施設の設置許可を受けた者が、法第 15 条の 2 の 3 第 2 項の規定により、インターネットの利用その他の適切な方法で公表しなければならないこととされている当該施設の維持管理の状況に関する情報のうち、「処分した産業廃棄物の各月ごとの種類及び数量」、「焼却施設等における燃焼ガス温度や一酸化炭素濃度の連続測定記録」等を除いたものとなっている。

＜表 3. 3. 3⑧ 対象施設及び公表事項＞

	対象施設	公表事項の概要	施行規則 該当箇所 第12条の7の2
①	焼却施設 (②、③ を除く。)	・ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・ 排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第1号ハ 第1号ニ
②	ガス化 改質方式の 焼却施設	・ 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・ 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第2号ハ 第2号ニ
③	電気炉等を用いた 焼却施設	・ 排ガス処理設備等にたい積したばいじんの除去記録 ・ 排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第3号ハ 第3号ニ
④	廃石綿等 熔融施設	・ 排気口・排気筒から排出される排ガス及び集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度の測定記録 ・ 熔融処理生成物の基準適合確認のための試験記録 ・ 排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・ 集じん器にたい積した粉じんの除去記録	第4号ハ 第4号ニ 第4号ホ 第4号ヘ
⑤	P C B 処理施設	・ 放流水中の P C B 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度の測定記録 ・ P C B 分離回収後に生ずる回収液の量の測定記録 ・ 排出した回収液の量及び当該回収液中の P C B 含有量の測定記録 ・ 除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去記録 ・ 生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度の測定記録	第5号ハ 第5号ニ 第5号ホ
⑥	遮断型 最終処分場	・ 地下水の水質検査記録 ・ 地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・ 残余容量の測定結果 ・ 仕切設備の点検記録 ・ 覆いの点検記録	第6号ロ 第6号ハ 第6号ニ 第6号ホ 第6号ヘ
⑦	安定型 最終処分場	・ 擁壁等の点検記録 ・ 残余容量の測定結果 ・ 展開検査記録 ・ 地下水又は浸透水の水質検査記録 ・ 地下水又は浸透水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録	第7号ロ 第7号ハ 第7号ニ 第7号ホ 第7号ヘ

⑧	管理型 最終処分場	・擁壁等の点検記録 ・遮水工の点検記録 ・地下水等又は放流水の水質検査記録 ・地下水等の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・調整池の点検記録 ・浸出液処理設備の点検記録 ・防凍のための措置の点検記録 ・残余容量の測定結果	第8号ロ 第8号ハ 第8号ニ 第8号ホ 第8号ヘ 第8号ト 第8号チ 第8号リ
---	--------------	--	--

- なお、経過措置により、平成23年4月1日時点で現に廃棄物処理法に基づく設置の許可を受けているか、又は許可の申請をしている産業廃棄物の管理型最終処分場（既存管理型最終処分場）については、有効な防凍のための措置の点検記録（規則第12条の7の2第8号チに掲げる事項）は、平成23年10月1日以後に行った点検に関するもののみ公表すれば足りることとされている（規則附則第25条）。
- 管理型最終処分場に関する「防凍のための措置の点検記録」については、凍結による損壊のおそれのある部分についての措置が求められているため、そのような部分が無い場合には、「凍結による損壊のおそれのある部分が無い」旨を公表されたい。
- この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

○ 焼却施設

（1）冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

	ばいじんを除去した日
1	平成21年8月20日
2	平成21年10月8日
3	平成22年2月15日
4	・・・

(2) 排ガスの測定結果

採取位置※ ¹	排ガス採取日※ ²	結果が得られた日	測定結果※ ³				
			ダイオキシン類 ng-TEQ/Nm ³	硫黄酸化 物 Nm ³ /h	ばいじん g/Nm ³	塩化水素 mg/Nm ³	窒素酸化 物 ppm
煙突中間部	H18 年 12 月 7 日	H19 年 1 月 26 日	0.021				
	H18 年 12 月 7 日	H19 年 1 月 16 日		0.0015	0.0014	0.88 未満	26
	H19 年 5 月 17 日	H19 年 6 月 26 日	0.043				
	H19 年 5 月 17 日	H19 年 5 月 30 日		0.00085 未満	0.0035	0.92	16
	H19 年 10 月 25 日	H19 年 11 月 29 日	0.0061				
	H19 年 10 月 25 日	H19 年 11 月 2 日		0.00092	0.00072	0.90 未満	15
	H20 年 5 月 21 日	H20 年 7 月 2 日	0.0026				
	H20 年 5 月 21 日	H20 年 6 月 9 日		0.0049	0.002	0.93 未満	14
	H20 年 11 月 7 日	H21 年 1 月 6 日	0.0026				
	H20 年 11 月 7 日	H20 年 11 月 19 日		0.0013	0.001	6.4	11
	H21 年 5 月 21 日	H21 年 6 月 17 日	0.01				

※¹ 採取場所は焼却施設のフロー図に示す。

※² 測定頻度は、ダイオキシン類については1年に1回以上、その他については6カ月に1回以上。

※³ 計量証明書を添付しても差し支えない。

○ 安定型最終処分場

(1) 施設の点検

点検日	規定項目	点検結果		
		擁壁	えん堤	その他 ()
H22 年 10 月 19 日	異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	必要な措置を講じた 年月日とその内容※ ¹			
H22 年 11 月 11 日	異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	必要な措置を講じた 年月日とその内容※ ¹			
H 年 月 日	異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	必要な措置を講じた 年月日とその内容※ ¹			

※¹ 異常が認められた場合のみ記入する。

(2) 残余容量の測定結果（年 1 回以上測定）

	測定年月日	測定結果
1	平成 年 月 日	m ³
2	平成 年 月 日	m ³
3	平成 年 月 日	m ³

(3) 展開検査の実施状況

各月ごとの実施回数	(年 月) 回 (年 月) 回 (年 月) 回 (年 月) 回 (年 月) 回 (年 月) 回 (年 月) 回 (年 月) 回
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日
	平成 年 月 日

(4) 地下水又は浸透水の水質検査項目の記録

項目	採取場所 ※ 1	採取年月日	結果が得られた日	検査結果、講じた措置		
				検査結果	異常の有無	水質悪化が認められた場合に講じた措置の内容・年月日
地下水	別紙 1 の通り	H18 年 12 月 7 日	H19 年 1 月 26 日		無	
		H19 年 12 月 7 日	H20 年 1 月 16 日		無	
		H 年 月 日	H 年 月 日		有 ・ 無	
浸透水	別紙 1 の通り	H19 年 4 月 15 日	H19 年 5 月 13 日		無	
		H19 年 12 月 20 日	H20 年 2 月 10 日		無	
		H 年 月 日	H 年 月 日		有 ・ 無	

※ 1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(5) 浸透水の BOD 又は COD 検査の記録 (月 1 回以上測定)

項目	採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果・講じた措置			
				BOD※2 mg/L (基準値 20 mg/L 以下)	COD※2 mg/L (基準値 40 mg/L 以下)	異常 有無	異常が認められた場合に 講じた措置の内容・年月日
浸透水	別紙 4 の通り	H19 年 4 月 15 日	H19 年 5 月 13 日	8 mg/L	- mg/L	無	
		H19 年 12 月 20 日	H20 年 2 月 10 日	12 mg/L	- mg/L	無	
		H 年 月 日	H 年 月 日	mg/L	mg/L		

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

※2 いずれかを記載すること。

○ 管理型最終処分場

(1) 施設の点検

点検日	規定項目	点検箇所				
		擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍のための 措置※2
H22 年 10 月 19 日	異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	必要な措置を 講じた年月日 とその内容※1					
H22 年 11 月 11 日	異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	必要な措置を 講じた年月日 とその内容※1					
H 年 月 日	異状の有無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無
	必要な措置を 講じた年月日 とその内容※1					

※1 異常が認められた場合のみ記入する。

※2 凍結による損壊のおそれのある部分がある場合に限る

(2) 地下水等の水質検査の記録

●地下水等検査項目（年1回以上測定）

採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果、講じた措置		
			検査結果	異常 有無	水質悪化が認められた場合 に講じた措置の内容・年月日
別紙1の 通り	H18年12月7日	H19年1月26日	別紙2	無	
	H19年12月7日	H20年1月16日	別紙3	無	
	H 年 月 日	H 年 月 日			

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

●電気伝導率、塩化物イオン濃度（月1回以上測定）

地下水等 採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果、講じた措置			
			電気伝導率 (mS/m)	塩化物 イオン濃度	異常 有無	異常が認められた場合に 講じた措置の内容・年月日
別紙4の 通り	H19年4月15日	H19年5月13日			無	
	H19年5月10日	H19年6月1日			無	
	H 年 月 日	H 年 月 日				

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(3) 放流水の水質検査の記録

●排水基準等に係る項目（年1回以上測定）

採取場所 ※1	採取年月日	結果が 得られた日	検査結果、講じた措置		
			検査結果	異常 有無	水質悪化が認められた場合 に講じた措置の内容・年月日
別紙4 の通り	H19年4月15日	H19年5月13日	別紙5	(任意記述)	(任意記述)
	H19年12月20日	H20年2月10日	別紙6	(任意記述)	(任意記述)
	H 年 月 日	H 年 月 日			

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

●放流水のその他の項目（月１回以上測定）

放流水 採取場所 ※１	排ガス採取日	結果が 得られた日	測定結果				
			水素イオン 濃度 pH (-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	浮遊物質量 (mg/L)	窒素 含有量 (mg/L)
別紙４ の通り	H19年４月１５日	H19年５月１３日					
	H19年５月１０日	H19年６月１日					
	H 年 月 日	H 年 月 日					

※１ 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

（４）残余容量の測定結果（年１回以上測定）

	測定年月日	測定結果
１	平成 年 月 日	m ³
２	平成 年 月 日	m ³
３	平成 年 月 日	m ³

⑨ 焼却施設における熱回収実績

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第十条の四の二 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
ヌ 直前三年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの熱回収により得られた熱量（当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量及び当該熱量から電気に変換された熱量を減じて得た熱量）及び当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量	一年に一回以上

※同規則第十条の十六の二において、特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物処分業者に係る確認の基準）

第十六条 改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第十条の四の二第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第二十二条において、特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、申請者が産業廃棄物処分業の用に供する産業廃棄物の焼却施設における熱回収の実績を公表するものであり、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）の属する月の前々月までの3年間における熱回収の実績である。例えば、平成24年2月15日に情報を公表する場合、平成21年1月～平成23年12月の間の情報が公表の対象となる。
- 公表の対象となる施設は、産業廃棄物の焼却施設であり、法第15条第1項の産業廃棄物処理施設の設置許可が必要とされる焼却施設以外の焼却施設を含むものである。熱回収の実績は、対象となる焼却施設ごとに集計し、公表する必要がある。
- 「熱回収により得られた熱量」とは、発電以外の用途に利用された熱量であり、具体的には、表3. 3. 3⑨に掲げる用途に利用した熱量とする。なお、「熱回収により得られた熱量」には、熱回収を行っている焼却施設から熱の供給を受けた周辺施設における熱利用量と、当該焼却施設内における熱利用量の両方が含まれる。

<表 3. 3. 3⑨ 発電以外の熱利用量に含まれる用途>

用 途		熱利用の形態
タービン補機駆動		タービン補機駆動は、蒸気エネルギーを利用してタービン駆動の誘引通風機やボイラー給水ポンプを稼働させることにより、駆動用電力量の削減を図るものである。
循環利用	燃焼用空気予熱器	燃焼用空気予熱器は、蒸気熱を利用して燃焼用 1 次及び 2 次空気の温度を上昇させることにより、助燃剤の使用量の削減を図るものである。
	スートブロワ	スートブロワは、ボイラー過熱器、節炭器（エコノマイザー）のガス側伝熱面に付着する飛灰を蒸気又は圧縮空気で吹き飛ばして除去することにより、ボイラーの効率の維持を図るものである。
	ボイラー給水加熱器	ボイラー給水加熱器は、蒸気タービンの抽気蒸気等を利用しボイラー給水を加温することにより、ボイラーの熱回収率の向上を図るものである。
	脱気器	脱気器は、給水中の酸素や炭酸ガス等の非凝縮性ガスを除去することにより、ボイラーの効率の維持を図るものである。
	エゼクタコンデンサ	エゼクタコンデンサは、余剰高圧蒸気を用い、エゼクタ効果を利用してタービン排気蒸気を低圧化することにより、タービンの能力の向上を図るものである。
関連施設利用		関連施設利用は、蒸気熱を、熱回収を行う焼却炉とは別の熔融炉等に供給し、空気の予熱等に利用することにより、関連施設での助燃剤の使用量の削減を図るものである。
乾燥・濃縮等熱源利用		乾燥・濃縮等熱源利用は、蒸気を汚泥等の乾燥、濃縮等のための熱源として利用することにより、乾燥や濃縮等に必要なエネルギー使用量の削減を図るものである。
給湯冷暖房 場内の	場内温水器	場内温水器は、蒸気熱を利用し、熱回収施設で使う温水（風呂、手洗い、消雪等に利用）を製造することにより、場内のエネルギー使用量の削減を図るものである。
	場内冷暖房機器	場内冷暖房機器は、蒸気熱を、熱回収施設での暖房（蒸気・温水）・冷房（吸収式冷凍機）の用途に用いることにより、場内のエネルギー使用量の削減を図るものである。
周辺施設利用		周辺施設利用は、廃棄物処理施設としての機能に係る用途を超えて、周辺地域へ熱エネルギーを供給することにより、地域のエネルギー使用量の削減を図るものである。例えば、温水プールや福祉施設等への給湯、農業用温室やロードヒーティング等のための熱供給のほか、オフライン方式による熱供給（トランスヒートコンテナ）などがある。

○ 「当該熱の全部又は一部を電気に変換した場合にあつては、当該電気の量」とは、熱回収により得られた熱を利用して発電した電気の量であり、熱回収を行っている焼却施設以外への電力供給量と、当該焼却施設内での自家消費電力量の両方が含まれる。

○ これらの熱量及び電気の量については、「廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアル」（平成 23 年 2 月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）に掲載された方法を参考として計測することとし、これ以外の方法により計測する場合については、当該計測方法及びそれを採用している理由等をあわせて明示することが望ましい。

【参 考】熱量及び電気の量の測定方法（廃棄物熱回収施設設置者認定マニュアルより抜粋）

発電以外の熱利用量については、蒸気、温水、空気等の温度、圧力、流量等を測定する機器あるいは直接的又は間接的に熱量を求める機器を用いるなどにより、（ア）～（ウ）のいずれかの方法により把握することとし（図1参照）、紙または電磁的方法により記録することとする。

（ア） 熱利用機器(D)における利用熱量を計測する方法

利用熱量の測定機器(C)を用いる場合には、当該利用熱量の計測のみで足りる。

（イ） 熱利用機器(D)への入熱量(A)を計測し同機器の熱回収効率を乗じて利用熱量を推定する方法

入熱量の測定機器(A)のみ用いる場合には、入熱量に熱利用機器(D)の熱回収効率（設計値あるいは実績値）を乗じて、利用熱量を推定してもよい。

（ウ） 熱利用機器(D)への入熱量(A)と同機器からの出熱量(B)を計測しその差を利用熱量とする方法

施設外への熱供給である場合は、入熱量(A)と出熱量(B)の双方の測定機器を用い、その差分により外部への熱供給量を把握してもよい。

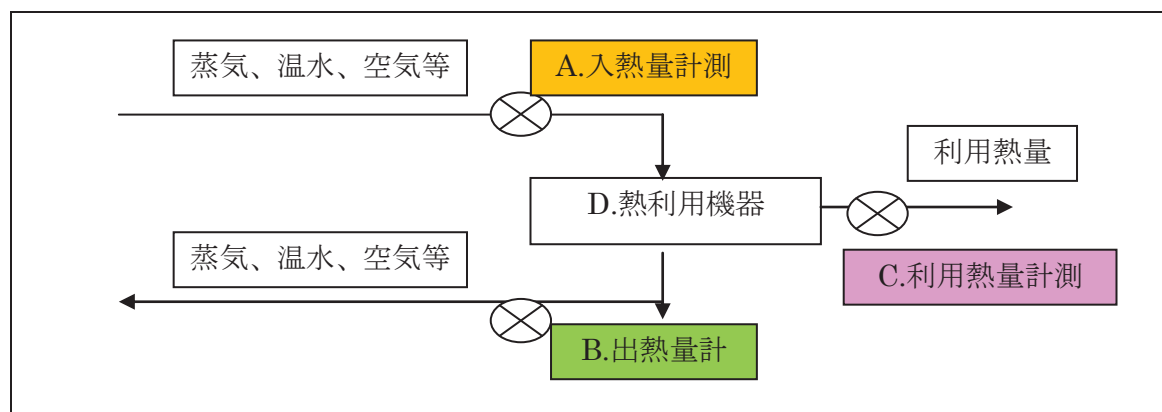


図1 熱利用量の測定装置設置場所

発電量については、電力量計により常時測定し、紙または電磁的方法により記録するものとする。

○ 「当該焼却施設において熱回収がされた産業廃棄物の量」とは、焼却施設において熱回収を行っている間に焼却処理された産業廃棄物の量であり、体積又は重量により表示するものとする。

○ この項目の情報更新頻度は、一年に一回以上である。

【記載例】

産業廃棄物の焼却施設における熱回収の実績（平成 21 年 1 月～平成 23 年 12 月）

施設名	項 目	熱回収実績（年／月）									
		21/1	2	3	4	5	6	7	8	9	23/12
〇〇工場 A 県 B 市 ・・・	熱量(MJ)	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ
	発電量 (MWh)	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh	MWh
	廃棄物量 (t)	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
△△処理 センター C 県 D 市 ・・・	熱量(MJ)	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ	MJ
	発電量 (MWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	廃棄物量 (t)	t	t	t	t	t	t	t	t	t	t
××工場 E 県 F 村 ・・・	熱量(MJ)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	発電量 (MWh)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	廃棄物量 (t)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ △△処理センターでは、発電は行っていない。

※ ××工場では、熱利用、発電とも行っていない。

⑩ 財務諸表

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
ル 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	一年に一回以上

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、申請者が法人である場合に、財務諸表（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）を公表し、経営状況の健全性を判断する材料となる情報を提供するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 公表の対象となるのは、情報を公表する日（情報を更新する場合には、更新する日）において作成されている直近3事業年度分の財務諸表である。
- それぞれの書類の内容は、以下のとおりである。詳細な作成方法については、会社法、会社計算規則等の関係法令に従うこと。
 - ① 貸借対照表は、決算期における法人の有する資産、負債及び純資産を適切な区分に従って記載し、法人の財産状態を明らかにするものである。
 - ② 損益計算書は、法人の1事業年度内において発生したすべての収益とこれに対応するすべての費用とを記載し、法人のその事業年度内の経営成績を明らかにするものである。
 - ③ 株主資本等変動計算書は、貸借対照表の純資産の部の1事業年度における変動額のうち、主として、株主に帰属する部分である「株主資本」の各項目の変動事由を明らかにするものである。

- ④ 個別注記表は、株式会社の財産・損益の状況を示すために必要かつ適当なものとして、重要な会計方針や、貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書に関する注記等を記載するものである。

○ この項目の情報更新頻度は、一年に一回である。

【記載例】

※ 1年分の記載例であり、これらを3年分記載する必要がある。

※ あくまで記載例であり、必ずしもこれらの様式と同じものである必要はない。

貸借対照表（平成〇年〇月〇日現在）

（単位 ）

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
・ ・ ・		・ ・ ・	
・ ・ ・		・ ・ ・	
・ ・ ・		固定負債	
		・ ・ ・	
		・ ・ ・	
		負債合計	
固定資産		(純資産の部)	
有形固定資産		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資その他の資産		利益剰余金	
		・ ・ ・	
繰延資産		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

損益計算書

(自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日)

(単位)

科 目	金 額
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益（営業損失）	
営業外収益	
営業外費用	
経常利益（経常損失）	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	
法人税、住民税及び事業税	
当期純利益（当期純損失）	

(留意点)

- ・利益項目が赤字の場合は（ ）書の名称を使用すること。
- ・産業廃棄物処理業以外の事業（例えば建設業等）を兼業しており、当該事業に関する項目があわせて表示されている場合は、その旨を記載しても差し支えない。

株主資本等変動計算書（自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日）

（単位 ）

I 株主資本	
1 資本金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
2 資本剰余金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
3 利益剰余金	
(1) 利益準備金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
(2) その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	前期末残高 当期変動額 当期末残高
利益剰余金合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高
4 自己株式	前期末残高 当期変動額 当期末残高
株主資本合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高
II 評価・換算差額等	前期末残高 当期変動額 当期末残高
III 新株予約権	前期末残高 当期変動額 当期末残高
純資産合計	前期末残高 当期変動額 当期末残高

個別注記表（自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日）

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

法人税法と同一の耐用年数を適用し、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法

2. 収益及び費用の計上基準

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2. 受取手形割引額

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

・・・

⑪ 処理料金の提示方法

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
ヲ 事業者がその産業廃棄物の運搬を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法	変更の都度

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。ただし、産業廃棄物処分業者及び特別管理産業廃棄物処分業者の場合は、「事業者がその産業廃棄物の【処分】を申請者に委託するに当たって支払う料金を提示する方法」を公表することになる。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、料金表・料金算定式により産業廃棄物の処理料金を提示している場合における当該料金表・料金算定式や、産業廃棄物の種類や性状によって個別に見積もりを行った上で産業廃棄物の処理料金を提示している旨を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 処理料金は産業廃棄物の種類や性状、処理方法等により大きく異なる場合があることから、すべての処理業者に一律の方法で公表を求めるものではない。ただし、個別見積もりによる場合には、見積もり料の有無などの見積もり条件についても併せて掲載することが必要である。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】

○ 産業廃棄物収集運搬業

例 1

	基本料金	時間外料金 1	時間外料金 2	深夜料金
〇〇地域	〇〇円	〇〇円	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
〇〇地域	〇〇円	〇〇円	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・
〇〇地域	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・	・ ・ ・ ・

* 土・日・祝祭日は休日料金として〇〇%加算させていただきます。

* 排出場での積込作業が〇〇分を超えた場合には作業費〇〇円を頂きます。

例 2

収集運搬料金につきましては種類、量、距離により計算いたします。

当社〇〇部（tel:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）までご相談下さい。無料にてお見積もりいたします。

○ 産業廃棄物処分業

例 1

品 目	処理料金	処理方法	備 考
金属くず	〇〇円/トン	破砕	空間等には内容物が混入していない事
廃プラスチック類	〇〇円/キログラム	破砕	腐敗物が付着していない事
木くず	〇〇円/トン	焼却	有害物等が付着していない物

* 処理料金には収集運搬費及び消費税は含まれていません。

* 上記処理料金は基本料金ですので詳しくはお問い合わせ下さい。

例 2

処理料金につきましては種類、量により計算いたします。

当社〇〇部（tel:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇）までご相談下さい。無料にてお見積もりいたします。

⑫ 業務を所掌する組織・人員配置

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
ワ 業務を所掌する組織及び人員配置	変更の都度（人員配置については一年に一回以上）

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

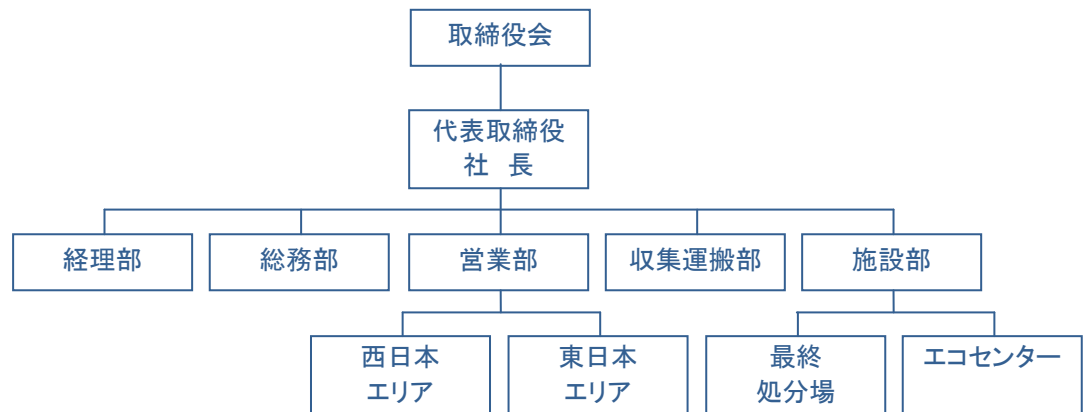
※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、業務を掌握する組織及び人員配置を明確にした図を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 「業務を掌握する組織」については、経理、総務、営業、施設等の部門単位で社内組織を記載するとともに、それぞれの部門ごとの人員配置を記載するものとする。ここで、「人員」については、正社員のみ数か、派遣社員・アルバイト等を含む数かを明示すること。また、兼務職員については、主たる部門に計上し、両部門に計上その他記載に当たってのルールを明示すること。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。ただし、人員配置については、一年に一回以上更新すれば足りる。

【記載例】

○ 組織



○ 人員配置

	経 理 部	総 務 部	営 業 部		収集運搬部	施 設 部		合 計
			東日本エリア	西日本エリア		エコセンター	最終処分場	
正社員	3名	3名	4名	3名	12名	11名	7名	43名
派遣・パート	1名	1名	1名	0名	1名	2名	1名	7名
合計	4名	4名	5名	3名	13名	13名	8名	50名

(注) 兼務職員については、主たる部門に計上しています。

⑬ 事業場の公開の有無・公開頻度

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

二 （略）

公表事項	更新すべき場合
力 事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無及び公開している場合にあつては公開の頻度	変更の都度

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一・二 （略）

三 新規則第九条の三第二号の表の上欄に掲げる事項に係る情報について、改正令附則第五条第一項の確認の申請の日前六月間、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、それぞれ同表の下欄に掲げるところに従って更新していること。

四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この項目は、事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者に対する事業場の公開の有無を公表するものであり、産業廃棄物収集運搬業者、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者に適用される。
- 事業場を公開している場合には、例えば、「年1回」、「申し込みに応じて随時」等の公開の頻度について記載を行う。事業場を公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載してあれば基準適合となる。
- 事業場の公開の対象は、「事業の実施に関し生活環境の保全上利害関係を有する者」であり、事業場の周辺地域に居住する住民などがこれに該当する。したがって、これらの者に事業場の公開をしている場合は、不特定多数の者に公開していなくとも、事業場の公開をしているとして差し支えない。
- この項目の情報更新頻度は、変更の都度である。

【記載例】

【例 1】

当社は信頼性の高い施設運営を目指し、焼却施設を一般公開しています。焼却施設はいつでも見学することができます。

【例 2】

当社の施設見学については、当社の〇〇環境整備センターに直接ご連絡ください。見学申込書をお渡しします。お問合せは[こちら](#)から。

【例 3】

当社では一般県民の皆様を対象に廃プラスチックの中間処理施設の見学を受け付けています。ただし、危険箇所がありますので、小中学生は引率をお願いします。また人数は1回当たり原則10名です。電話での事前予約をお願いします。【電話番号（XXXX）XX-XXXX】

【例 4】

当社は会社見学会を毎年8月開催し、地域との交流を図っています。

3. 4 環境配慮の取組に係る基準

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

三 その事業活動に係る環境配慮の状況が国際標準化機構が定めた規格第一四〇〇一号に適合している旨の認証を受けていること又はその事業活動に係る環境配慮の状況について財団法人地球環境戦略研究機関（平成十年三月三十一日に財団法人地球環境戦略研究機関という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）による認証を受けていること。

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 新規則第九条の三第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

○ この基準は、環境に配慮した事業活動を行っていることの証明として、ISO14001 又はエコアクション 21 若しくはこれと相互認証されている認証制度による認証を受けていることを求めるものである。

○ この基準に適合するためには、上記のうちいずれか一つ以上の認証制度による認証を受けていれば足りるものであるが、これらの認証制度のうちどれが適当かは、取組を行う産業廃棄物処理業者自身において、自社の環境マネジメントの手法との整合性等の観点を踏まえ十分に検討し、選定することが重要である。

例えば、ISO14001 の認証制度は、認証の取得までに比較的多くの費用と時間を要するとともに、厳格な制度・運用のもと審査機関による定期的な審査を経るなど、高いレベルの取組を求められる一方、社会的知名度も高く国際的にも通用するものとなっている。

これらの認証制度の詳細については、下記ホームページを参照されたい。

- ・ ISO14001 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html>
- ・ エコアクション 21 <http://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html>

○ これらの認証制度による認証を取得するためには、自社で環境マネジメントシステムを構築し、そのシステムを運営している実績が必要であり、通常、認証の取得までに半年から一年、場合によっては数年を要することもある。したがって、優良認定・優良確認の申請前から十分な時間的余裕をもって取組に着手することが重要である。

また、環境マネジメントシステムの内容を中小・零細企業が独力で理解・構築することは必

ずしも容易ではない場合があるので、このような場合には、先行して認証を取得した他の企業や、コンサルタントの助けを借りることも有益であると考えられる。

- なお、これらの認証制度による認証は、事業所単位で取得するものであるが、申請者が一つの都道府県・政令市内に複数の事業所を有する場合、このうちいずれかの事業所について認証を取得していればよく、必ずしも全ての事業所について認証を取得していることを求めるものではない。

3. 5 電子マニフェストに係る基準

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

四 その使用に係る入出力装置が情報処理センターの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）と電気通信回線で接続されていること。

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 新規則第九条の三第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

○ この基準は、廃棄物処理法に基づき指定された「情報処理センター」（財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター。以下「日廃振センター」という。）が運営する電子マニフェストシステム（通称：J W N E T）に加入しており、排出事業者から要望があった場合に電子マニフェストが利用可能であることを求めるものである。

○ 電子マニフェストシステムは、

- ① 紙マニフェストを使用した場合に課せられる写しの保存義務やマニフェスト交付等状況報告書の提出が不要となり、事務処理効率化につながる。
- ② データを情報処理センターが一括管理しているため、データの偽造がしにくく、産業廃棄物の処理状況がより一層透明化される。
- ③ システムにより自動的に法定記載事項の記載漏れや法定報告期限の到来等がチェックされるため、法令遵守の徹底が図られる。

等の特徴を有する。システムの詳細や加入方法等については、

・日廃振センターのホームページ <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>

・JWNET のリーフレット <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/pdf/leaflet.pdf>

等を参照されたい。

3. 6 財務体質の健全性に係る基準

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

第九条の三 （略）

五 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における貸借対照表上の純資産の額を当該貸借対照表上の純資産の額及び負債の額の合計額で除して得た値（以下「自己資本比率」という。）が百分の十以上であること。

六 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における損益計算書上の経常利益金額に当該損益計算書上の減価償却費の額を加えて得た額（以下「経常利益金額等」という。）の平均額が零を超えること。

七 法人税等（法人税、消費税、住民税（道府県民税、市町村民税、都民税及び特別区民税をいう。）、事業税、地方消費税、不動産取得税、固定資産税、事業所税及び都市計画税、社会保険料（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十四条第二項に規定する社会保険料をいう。）並びに労働保険料（労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第十条第二項に規定する労働保険料をいう。）をいう。以下同じ。）を滞納していないこと。

八 事業の用に供する特定廃棄物最終処分場（特定一般廃棄物最終処分場及び特定産業廃棄物最終処分場（法第十五条の二の四において読み替えて準用する法第八条の五第一項に規定する特定産業廃棄物最終処分場をいう。以下同じ。）をいう。以下同じ。）について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること。

※同規則第十条の四の二、第十条の十二の二及び第十条の十六の二において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～三 （略）

四 新規則第九条の三第三号から第八号までに掲げる基準に適合する者であること。

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

○ この基準は、財務体質が健全であることの証明として、表3. 6. 1に掲げるすべての基準に適合していることを求めるものである。

＜表3. 6. 1 財務体質の健全性に係る基準の全体像＞

	基 準	概 要
①	自己資本比率	直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること
②	経常利益金額等	直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えること
③	税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
④	維持管理積立金	特定廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

以下、それぞれの基準について説明する。

① 自己資本比率に係る基準

- この基準は、申請者が法人である場合に、直前３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が 10%以上であることを求めるものである。
- 「自己資本比率」とは、貸借対照表上の純資産の額（下図の A）を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額（下図の B）で除して得た値をいう。

貸借対照表（平成○年○月○日現在）

（単位 ）

科 目	金額	科 目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
. . .		. . .	
. . .		. . .	
. . .		固定負債	
		. . .	
		. . .	
		負債合計	
固定資産		(純資産の部)	
有形固定資産		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資その他の資産		利益剰余金	
		. . .	
繰延資産		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

A

B

② 経常利益金額等に係る基準

- この基準は、申請者が法人である場合に、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値が零を超えることを求めるものである。
- 「経常利益金額等」とは、損益計算書上の経常利益金額（下図のA）に、売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている減価償却費の額を加えて得た額をいう。
- 損益計算書（及びその添付書類である売上原価明細書等）上で、減価償却費の額が明示的に記載されていない場合は、減価償却費の額はゼロとみなされる。

損益計算書（自平成〇年〇月〇日 至平成〇年〇月〇日）

（単位 ）	
科 目	金 額
売上高	× × ×
売上原価	× × ×
売上総利益	× × ×
販売費及び一般管理費	× × ×
営業利益（営業損失）	× × ×
営業外収益	× × ×
営業外費用	× × ×
経常利益（経常損失）	× × ×
特別利益	× × ×
特別損失	× × ×
税引前当期純利益（税引前当期純損失）	× × ×
法人税、住民税及び事業税	× × ×
当期純利益（当期純損失）	× × ×

③ 税及び保険料の納付に係る基準

- この基準は、産業廃棄物処理業の実施に関連のある税目、社会保険料及び労働保険料について、滞納していないことを求めるものである。
- 産業廃棄物処理業の実施に関連のある税とは、具体的には以下のとおりである。
 - （国 税） 法人税及び消費税
 - （都道府県税） 道府県民税・都民税、事業税、不動産取得税並びに地方消費税
 - （市 町 村 税） 市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税並びに都市計画税
- 都道府県税及び市町村税については、都道府県知事による優良認定・優良確認を受けようとする場合には、当該都道府県に納付すべき都道府県税、及び、当該都道府県内の市区町村

に納付すべき市町村税に滞納がないことが求められる。

また、政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合には、当該政令市の区域を管轄する都道府県に納付すべき道府県税、及び、当該政令市に納付すべき市町村税に滞納がないことが求められる。

- 社会保険料・労働保険料については、都道府県知事による優良認定・優良確認を受けようとする場合には、当該都道府県内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業場について納付すべき社会保険料・労働保険料に滞納がないことが求められる。

また、政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合には、当該政令市内に設置している産業廃棄物処理業に関するすべての事務所・事業場について納付すべき社会保険料・労働保険料に滞納がないことが求められる。

④ 維持管理積立金の積立てに係る基準

- 廃棄物処理法第8条の5第1項（同法第15条の2の3において準用する場合を含む。）の規定に基づき特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていることを求めるものである。
- 優良認定・優良確認を受けようとする都道府県知事・政令市長の管轄区域内に設置しているすべての特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について維持管理積立金を積み立てていることが求められる。

3. 7 その他

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の基準）

第十三条 改正令附則第五条第一項の環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 継続して五年以上法第十四条第一項の許可を受けている者であること。

二～四 （略）

※同規則附則第十六条、附則第十九条及び附則第二十二條において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

- この基準は、優良確認の場合のみに適用される基準であり、優良確認の際に、継続して5年以上産業廃棄物処理業の許可を受けていることを求めるものである。
- この基準に適合するためには、5年以上、優良確認を受けようとする都道府県又は政令市において、優良確認を受けようとする許可区分の許可を受けていることが必要となる。したがって例えば、あるA県において、産業廃棄物収集運搬業の許可に関し優良確認を受けようとする場合に、A県とは別のB県のみにおいて5年以上産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者や、A県において産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の許可を5年以上受けている者については、この基準に適合しているとはみなされない。

4 優良認定・優良確認の申請

ここでは、産業廃棄物処理業者が優良認定・優良確認を受けるための、申請の方法や、申請書類の詳細を解説する。

4. 1 優良認定・優良確認の申請方法

【参照条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

(産業廃棄物収集運搬業の許可の更新期間)

第六条の九 法第十四条第二項の政令で定める期間は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

- 一 新たに法第十四条第一項の許可を受けた者 五年
- 二 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、当該許可の更新に際し、従前の許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）において法第十四条の三の規定による命令を受けていないことその他の当該許可に係る事業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者として環境省令で定める基準に適合すると認められたもの 七年
- 三 法第十四条第二項の許可の更新を受けた者であつて、前号に掲げる者以外のもの 五年

※同令第六条の十一、第六条の十三及び第六条の十四において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

附 則 (平成二十二年政令第二百四十八号)

(産業廃棄物処理業等の許可の更新期間に関する経過措置)

第五条 この政令の施行の際現に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第十四条第一項の許可を受けている者が、その許可の有効期間（同条第三項に規定する許可の有効期間をいう。以下同じ。）の満了の日までの間に、環境省令で定めるところにより、この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「新令」という。）第六条の九第二号の基準に相当するものとして環境省令で定める基準に適合する旨の都道府県知事（指定都市の長等（新令第二十七条第一項に規定する指定都市の長等をいう。以下同じ。）の法第十四条第一項の許可を受けている者にあつては、当該指定都市の長等）の確認を受けたときは、当該許可の有効期間は、新令第六条の九の規定にかかわらず、七年とする。

※同条第二項から第四項までにおいて、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

○ 既に述べたとおり、優良産廃処理業者認定制度において、産業廃棄物処理業者が優良と認められるためには、二通りの方法がある。

一つは、【優良認定】であり、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時に、更新の申請とあわせて都道府県知事・政令市長に申請を行い、優良基準に適合している旨の認定を受けるというものである。

もう一つは、【優良確認】であり、平成 23 年 4 月 1 日の時点で既に産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、その許可の有効期間の満了日までの間に、都道府県知事・政令市長に申請

を行い、優良基準に適合している旨の確認を受けるというものである。この申請は、許可の有効期間の満了日までの間であれば、任意の時点で行うことができる。

- 優良認定・優良確認のいずれの場合についても、その申請先は、申請者に産業廃棄物処理業の許可を付与した都道府県知事・政令市長である。

逆に、申請者が産業廃棄物処理業の許可を受けていない都道府県知事・政令市長に対し、申請を行うことはできない。例えば、A県知事のみから産業廃棄物収集運搬業の許可を受けている者が、B県知事に対して申請を行うことはできない。

- また、優良認定・優良確認のいずれの場合についても、都道府県知事・政令市長から受けた許可の区分についてのみ、申請をすることができる。例えば、A県知事のみから産業廃棄物収集運搬業の許可のみを受けている者が、他の許可の区分である産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業について、A県知事に対し申請を行うことはできない。

4. 2 申請書類

【参考条文】

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

（産業廃棄物収集運搬業の許可の申請）

第九条の二 法第十四条第一項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した様式第六号による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一～十 （略）

2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

一～十四 （略）

十五 申請者が令第六条の九第二号に掲げる者に該当するものとして法第十四条第二項の許可の更新を受けようとする者である場合には、次条第一号に掲げる基準に適合することを誓約する書面並びに同条第二号から第四号まで及び第七号に掲げる基準に適合することを証する書類

3～6 （略）

※同規則第十条の四第二項、第十条の十二第二項及び第十条の十六第二項において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

附 則（平成二十三年環境省令第一号）

（産業廃棄物収集運搬業者に係る確認の申請）

第十二条 改正令附則第五条第一項の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した附則様式による申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 現に受けている法第十四条第一項の許可の年月日及び許可番号並びにその許可の有効期間（法第十四条第三項に規定する許可の有効期間をいう。）の満了の日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 現に受けている法第十四条第一項の許可に係る新規規則第十条の二に規定する許可証の写し

二 次条第二号に掲げる基準に適合することを誓約する書面

三 次条第三号に掲げる基準及び同条第四号に掲げる基準（新規規則第九条の三第三号、第四号及び第七号に掲げる基準に係る部分に限る。）に適合することを証する書類

四 申請者が法人である場合には、直前三年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（現に受けている法第十四条第一項の許可の申請書に添付したものを除く。）

※同規則附則第十二条、附則第十五条及び附則第十八条において、産業廃棄物処分業者、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者についても、同様の規定が置かれている。

【解 説】

○ 優良認定又は優良確認の申請をする場合、申請者は、表4. 2に掲げる書類を提出しなければならない。

<表 4. 2 申請書類一覧>

	書 類	要否（○：必要）	
		優良認定	優良確認
①	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面	○	○
②	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類	○	○
③	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類	○	○
④	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類	○	○
⑤	税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類	○	○
⑥	優良基準適合確認申請書		○
⑦	現に受けている産業廃棄物処理業の許可の許可証の写し		○
⑧	直前三年事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表（現に受けている許可の申請書に添付したものを除く。）		○

以下、それぞれの書類について解説する。

4. 2. 1 遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面

【解 説】

- この書面は、一定期間、特定不利益処分を受けていないことを申請者が誓約する書面である。「一定期間」については、申請者の種類により異なっており、詳細は3. 2に記載しているので参照されたい。また、「特定不利益処分」についても、同じく3. 2を参照されたい。
- 誓約書の様式については、法令上特に定められていないが、参考までに、以下に様式を例示する（図4. 2）。記載方法については、以下のとおりである。
 - ・ 誓約書の名宛人は、優良認定・優良確認の申請先である都道府県知事・政令市長である。
 - ・ 「平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間」の部分は、申請者が、3. 2を参照しつつ必要な誓約期間を記載する。この誓約期間が不足していると、書面の不備とみなされ、行政手続法（平成5年法律第88号）に基づき、都道府県・政令市から補正を求められることがある。
- なお、この誓約書を提出する前に、上記の誓約期間中、特定不利益処分を受けていない旨を、厳密に確認すること。産業廃棄物処理業に係る不利益処分以外の不利益処分（一般廃棄物処理業を兼業している場合における一般廃棄物処理業に関する不利益処分等）や、他の都道府県・政令市や環境大臣がする特定不利益処分もを受けていないことが必要となる。

事後的に虚偽の誓約書を提出していたことが発覚した場合は、廃棄物処理法に基づき、産業廃棄物処理業の許可の取消しや、罰則の対象になりうるので、注意すること。

誓 約 書

知事（市長）様

平成 年 月 日から平成 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号）第 9 条の 3 第 1 号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

年 月 日

住 所

氏 名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

印

【特定不利益処分】

- ①廃棄物処理業に係る事業停止命令（法第 7 条の 3 及び第 14 条の 3（法第 14 条の 6 において準用する場合を含む。））
- ②廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令（法第 9 条の 2 及び第 15 条の 2 の 7）
- ③廃棄物処理施設の設置の許可の取消し（法第 9 条の 2 の 2 及び第 15 条の 3）
- ④再生利用認定の取消し（法第 9 条の 8 第 9 項（法第 15 条の 4 の 2 第 3 項において準用する場合を含む。）
- ⑤広域認定の取消し（法第 9 条の 9 第 10 項（法第 15 条の 4 の 3 第 3 項において準用する場合を含む。）
- ⑥無害化認定の取消し（法第 9 条の 10 第 7 項（法第 15 条の 4 の 4 第 3 項において準用する場合を含む。）
- ⑦廃棄物の不適正処理に係る改善命令（法第 19 条の 3）
- ⑧廃棄物の不適正処理に係る措置命令（法第 19 条の 4 第 1 項、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 及び第 19 条の 6 第 1 項）

4. 2. 2 事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類

【解 説】

- この書類は、3. 3において解説した「事業の透明性に係る基準」（所定の情報をインターネットを利用する方法により公表し、所定の更新頻度で更新していること）に適合することを証する書類である。
- この基準に適合していることを証するためには、
 - ① インターネットを利用する方法により情報が公表されていること
 - ② 情報の公表・更新の期間が、事前情報公表期間（詳細は3. 3. 1参照）以上となっていること
 - ③ 所定事項が適切に公表され、所定頻度で更新されていること（詳細は3. 3. 3参照）が適切に公表されていることが書類上で明らかとなっていることが必要である。

例えば、①については、URL等インターネット上での公表を証する情報が書類上に記載されていなければならない。また、③については、1年に1回以上更新することとされている事項を最初の情報公表日から1年以内に更新していること（2回目以降の更新については、前回の情報更新日を起算日として1年以内に更新していること）が、日付により書類上で明らかになっていなければならない。
- 書類の具体例としては、例えば以下が想定される。
 - ・(財)産業廃棄物処理事業振興財団が運営する「産廃情報ネット」により情報を公表・更新している場合には、同ウェブサイト上で発行されるその旨を証明する書類
 - ・「産廃情報ネット」以外で、申請者である産業廃棄物処理業者が利用できるホームページにより情報を公表・更新している場合には、情報を公表・更新した時点における当該ホームページの該当部分をプリントアウトしたもの
- なお、「産廃情報ネット」により情報の公表・更新をしている場合、以下の書類を申請者自身が同ウェブサイト上で証明書類を発行することが可能であり、この書類は、上記の要件に合致している。

4. 2. 3 環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類

【解説】

- この書類は、3. 4において解説した「環境配慮の取組に係る基準」（ISO14001、エコアクション21等の認証制度による認証を受けていること）に適合することを証する書類である。
- 具体的には、認証を受けた際に発行される認証書の写しが想定される。

<図 4. 2. 3 ISO14001 認定証・エコアクション21 認定証の例>

ISO14001 マネジメントシステム登録証 登録証番号: 〇〇〇-〇〇〇〇〇 登録事業者名: 株式会社〇〇〇 東京都千代田区〇〇〇1-2-3 登録活動範囲: 産業廃棄物の収集運搬及び中間処理(焼却) 関連事業所: ・ 株式会社〇〇〇 〇〇〇処理センター 埼玉県〇〇市〇〇〇5-6-7 [産業廃棄物の収集運搬及び中間処理(焼却)] 当審査機関は、上記事業者の環境マネジメントシステムを審査した結果、本証に記載する範囲において、下記規格の要求事項に適合していることを証します。 ISO 14001 :2004 / JIS Q 14001 :2004 登録日: 2003年1月2日 登録更新日: 2009年1月2日 改訂日: 2009年2月1日 有効期限: 2012年1月1日 本登録証の有効性は、当審査機関までお問い合わせの上、確認することができます。 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇 〇〇 〇 〇 〇	 エコアクション21 見本 エコアクション21 認証・登録証 認証・登録番号 0000000 認証・登録事業者 株式会社●● 東京都●●区●●2-3-4 事業活動 ○△Iに関するパンフレットの企画、販売 対象事業所 本社、埼玉営業所 上記事業者は「エコアクション21ガイドライン 2009年版」(環境省)の要求事項に適合していることを証します 認証・登録日 2011年4月1日 有効期限 2013年3月31日 財団法人 地球環境戦略研究機関 理事長 ● ● ● ●
---	--

4. 2. 4 電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類

【解 説】

- この書類は、3. 5において解説した「電子マニフェストに係る基準」（電子マニフェストシステムに加入しており、電子マニフェストが利用可能であること）に適合することを証する書類である。
- 具体的な書類としては、情報処理センターである（財）日本産業廃棄物処理振興センターが交付する電子マニフェストの使用を証する書面（加入証）の写しが想定される。

＜図4. 2. 4 電子マニフェストシステム加入証の例＞

加入証発行番号 00500071		
加入 証		
発行日 平成 年 月 日		
加入者名称		
住 所		
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に 基づく電子マニフェストシステム加入者であることを証します		
財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター		
理事長 岡澤 和好		
1. 加入者番号		
2. 利用開始日 平成 年 月 日		
3. 加入区分		
「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の規定に基づく書面」		

4. 2. 5 税・保険料の納付に係る基準に適合することを証する書類

【解説】

○ この書類は、産業廃棄物処理業の実施に関連する税（3. 6③参照）、社会保険料及び労働保険料を滞納していないことを証する書類である。

○ 具体的には、以下の書類をいう。

① 国税を滞納していないことを証する書類

国税（法人税及び消費税）及び地方消費税については、税務署長が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当する。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に納付すべき法人税及び消費税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足り、当該会計年度の前の会計年度以前に納付すべき国税については、法定納税証明事項となっていないことから、必ずしも確認できる必要はない。

② 都道府県税を滞納していないことを証する書類

都道府県税（道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税）については、都道府県税事務所長等が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当する。ここで、申請者が個人の場合、道府県民税・都民税は道府県民税・都民税については、申請者が個人の場合は市町村長等が賦課徴収を行うこととされているため、納税証明書（又はその写し）は市町村長等から交付されるので、留意されたい。

納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県）に納付すべき道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足り、当該会計年度の前の会計年度以前に納付すべきこれらの税については、法定納税証明事項となっていないことから、必ずしも確認できる必要はない。

③ 市町村税を滞納していないことを証する書類

市町村税（市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税）については、市町村長等が交付する納税証明書（又はその写し）等が該当する。

納税証明の内容については、納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度に、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県内の市町村（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市）に納付すべき市町村民税・特別区民税、事業所税、固定資産税及び都市計画税のうち納期限が到来したものにつき未納がないことが確認できれば足り、当該会計年度の前の会計年度以前に納付すべきこれらの税については、法定納税証明事項となっていないことから、必ずしも確認できる必要はない。

④ 社会保険料を滞納していないことを証する書類

(1)申請者が、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市）内に社会保険が適用される事業所を有する場合にあっては、年金事務所長等が発行する社会保険料納入確認書（又はその写し）等が

該当する。

証明の内容については、過去2年間に、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市）内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場について納入すべき社会保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。ここで、「産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場」とは、申請者が現在受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に記載した事務所・事業場をいう。

(2) 申請者が、国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者（市町村及び特別区又は国民健康保険組合）が発する納付証明書、控除証明書（国民健康保険税にあっては、納税証明書）等の写し等が該当する。

証明の内容については、過去2年間に、優良認定・優良確認を受けようとする申請者について納入すべき国民健康保険料（又は国民健康保険税）のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。

⑤ 労働保険料を滞納していないことを証する書類

地方労働局長等が発行する労働保険料納入証明書（又はその写し）等が該当する。

証明の内容については、過去3年間に、優良認定・優良確認を受けようとする都道府県（政令市長による優良認定・優良確認を受けようとする場合は、当該政令市）内に設置している産業廃棄物処理業に関連するすべての事務所・事業場について納入すべき労働保険料のうち納期限が到来したものについて未納がないことが確認できれば足りる。ここで、「産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場」とは、申請者が現在受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に記載した事務所・事業場をいう。

4. 2. 6 優良基準適合確認申請書 【優良確認の申請の場合のみ】

【解 説】

○ この書類は、優良確認の申請書であり、優良確認の申請をする場合のみ提出する必要がある。その様式は図4. 2. 6のとおりであり、記載方法は、以下のとおりである。

・根拠条文の部分の対応関係は、次のとおり。

産業廃棄物収集運搬業者 附則第5条第1項

産業廃棄物処分業者 附則第5条第2項において準用する同条第1項

特別管理産業廃棄物収集運搬業者 附則第5条第3項において準用する同条第1項

特別管理産業廃棄物処分業者 附則第5条第4項において準用する同条第1項

優良確認の申請をする許可区分の根拠条文のみを残し、それ以外の根拠条文については、横線により削除すること。

・「許可の年月日」「許可番号」「許可の有効期間の満了の日」の欄には、優良確認の申請をする際に現に受けている産業廃棄物処理業の許可に関するこれらの事項を記入すること。

複数の許可区分における許可を受けている場合は、優良確認を受けようとする許可区分についての許可に関するこれらの事項を記入すること。例えば、A県で産業廃棄物収集運搬業の許可と産業廃棄物処分業の許可を受けている場合に、産業廃棄物収集運搬業について優良確認の申請をするときは、産業廃棄物収集運搬業の許可に関するこれらの事項を記入する。

・「収集運搬業・処分業の区分」の欄には、優良確認の申請をする際に現に受けている産業廃棄物処理業の許可に関する許可区分を記載する（「産業廃棄物収集運搬業」「産業廃棄物処分業」「特別管理産業廃棄物収集運搬業」「特別管理産業廃棄物処分業」のいずれか）。

複数の許可区分における許可を受けている場合の記入方法は、上記「許可の年月日」等と同様。

・「※事務処理欄」には、申請者は何も記入しないこと。

○ なお、優良認定の申請の場合は、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請と同時に行われることから、許可の更新の申請書の他に、別途、優良基準適合確認申請書を提出する必要はない。

<図 4. 2. 6 優良基準適合確認申請書の様式>

附則様式（附則第十二条、附則第十五条、附則第十八条、附則第二十一条関係）

優良基準適合確認申請書	
年 月 日	
都道府県知事 （市長）	殿
申請者	
住 所	
氏 名	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成22年政令第 附 則 第 5 条 第 1 項 248号） 附則第5条第2項において準用する同条第1項 の確認を受けたいので、関係書類を添えて申 附則第5条第3項において準用する同条第1項 附則第5条第4項において準用する同条第1項 請します。	
許 可 の 年 月 日	年 月 日
許 可 の 許 可 番 号	第 号
許 可 の 有 効 期 間 の 満 了 の 日	年 月 日
収 集 運 搬 業 ・ 処 分 業 の 区 分	
※事 務 処 理 欄	

（日本工業規格 A列4番）

4. 2. 7 現に受けている産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写し 【優良確認の申請の場合のみ】

【解 説】

- 優良確認の際に申請者が現に受けている産業廃棄物処理業の許可の許可に係る許可証の写しを提出するものである。
- 優良確認の申請の場合には、申請者が現に産業廃棄物処理業の許可を受けている者であり、かつ、当該許可の有効期間の満了日までに当該申請が行われていることを確認しなければならないことから、優良確認の申請の場合のみ、現に受けている産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写しを提出することとするものである。
- 複数の都道府県・政令市において産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、申請者が優良確認を受けようとする都道府県・政令市において受けた産業廃棄物処理業の許可に係る許可証の写しを提出する。
- また、優良確認を受けようとする都道府県・政令市において複数の許可区分についての産業廃棄物処理業の許可を受けている場合は、優良確認を受けようとする許可区分についての産業廃棄物処理業の許可の許可証の写しを提出する。例えば、A県で産業廃棄物収集運搬業の許可と特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けている場合に、産業廃棄物収集運搬業について優良確認の申請をするときは、産業廃棄物収集運搬業の許可の許可証の写しのみを提出すれば足りる。

4. 2. 8 直前3年の各事業年度における財務諸表 【優良確認の申請の場合であり、かつ、申請者が法人の場合のみ】

【解 説】

- 優良確認の申請の場合のみ、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表を提出するものである。ただし、これら書類のうち、申請者が優良確認を受けようとする都道府県・政令市において現に受けている産業廃棄物処理業の許可の申請書に添付したものについては、提出は不要である。
- 優良確認の場合には、都道府県・政令市が、申請者の直前3年の各事業年度におけるこれらの書類を有しておらず、優良基準の適合性の審査を行うことができない場合があるため、このような場合に、これらの書類を提出するものである。
- 例えば、優良確認の申請者が、優良確認を受けようとする都道府県・政令市において現に受けている産業廃棄物処理業の許可の申請時から優良確認の申請時まで、2事業年度分の財務諸表を作成している場合には、当該2事業年度分の財務諸表を提出しなければならない。

4. 2. 9 その他

【解 説】

- 通常、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請時には、直前3事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に代えて、直前事業年度の有価証券報告書を提出することができることとされている。一方、当該更新の申請時に、あわせて優良認定の申請をする場合において、直前3事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に代えて有価証券報告書を提出するときは、直前2事業年度分の有価証券報告書の提出が必要となる。

5 審査と認定

申請者である産業廃棄物処理業者から、優良認定・優良確認の申請があったときは、都道府県・政令市は、申請者が優良基準に適合しているか否かを審査し、優良基準に適合している場合には、優良認定・優良確認を行う。ここでは、都道府県・政令市における審査の方法、優良認定・優良確認の手順等の詳細を解説する。

5. 1 申請の受付等

【解説】

- 優良認定・優良確認の申請があった場合、都道府県・政令市は、4. 2で解説した申請書類が揃っておりその記載事項に不備がないか、申請をすることができる期間内にされたものであるか等の、申請の形式上の要件に適合していることを確認する。形式上の要件に適合していない場合には、行政手続法第7条の規定に基づき、申請者に対し、相当の期間を定めて、不足している申請書類の提出や、記載事項の補正を求める等の措置を講ずることとなる。
- 申請書類は、申請者の優良基準への適合性について、都道府県・政令市が審査をする際に不可欠なものであるから、上記の補正を求めたにもかかわらず、当該相当の期間を経過しても、申請書類の提出がされない場合など、申請の形式上の要件が満足されない場合には、申請者が優良基準に適合しているとは認められないものとして意思決定してよい。
- 「申請をすることができる期間内にされたものであるか」については、とりわけ優良確認の申請がされた場合に注意が必要である。すなわち、優良確認は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成22年法律第34号）の施行日である、平成23年4月1日の時点において、現に産業廃棄物処理業の許可を受けている者が、当該許可の有効期間内において行うことができるとされているものであるから、優良確認の申請があった場合、申請者が、
 - ① 平成23年4月1日時点で現に産業廃棄物処理業の許可を受けているか
 - ② 申請日が当該許可の有効期間内かの2点について確認する必要がある。

ここで、例えば、平成23年4月1日の時点で、A県のみにおいて産業廃棄物処分業のみの許可を受けている者については、当該許可の有効期間の満了日までに、当該A県において産業廃棄物処分業の許可についてのみ優良確認をすることができるものであり、A県以外の都道府県・政令市が当該者に対し優良確認をすることや、A県が産業廃棄物収集運搬業の許可について優良確認を行うことはできない。

5. 2 申請内容の審査

【解 説】

○ 都道府県・政令市は、申請者の優良基準適合性について、申請書類等を利用して審査を行う。審査にあたっては、特に次の点に留意する。

- ① 優良基準に適合している者であっても、通常の産業廃棄物処理業の許可基準に適合していない者については、産業廃棄物処理業の許可を付与することはできないこと。
- ② 遵法性に係る基準（3. 2 参照）については、申請者から提出された誓約書のみに頼ることなく、産業廃棄物行政情報システム等を活用して、申請者が特定不利益処分を受けていない旨の確認を主体的に行うこと。

- ③ 事業の透明性に係る基準（3. 3 参照）については、申請者から提出された書類に基づき、次のような点を確認すること。

・インターネットを利用する方法により情報が公表されていること

URL等インターネット上で情報が公表されていることを証する情報が書類上に記載されていることを確認すること。

・情報の公表・更新の期間が、事前情報公表期間以上となっていること

事前情報公表期間については、以下のとおりとなっている。詳細は3. 3. 1を参照すること。

・所定事項が適切に公表され、所定の頻度で更新されていること

公表事項・更新頻度については、以下のとおりとなっている。詳細は3. 3. 3を参照すること。

- ④ 環境配慮の取組に係る基準（3. 4 参照）については、提出された認証書の有効期限が過ぎていないかを確認すること。
- ⑤ 自己資本比率に係る基準（3. 6 ①参照）及び経常利益金額等に係る基準（3. 6 ②参照）については、申請者から提出された貸借対照表により自己資本比率を、損益計算書により経常利益金額等を算出し、優良基準適合性を判断すること。
- ⑥ 税及び保険料の納付に係る基準（3. 6 ③参照）については、納税証明の税目に不足がないか、対象となっている全ての事務所・事業場について保険料の納付証明がされているか等を確認すること。
- ⑦ 維持管理積立金の積立てに係る基準（3. 6 ④参照）については、独立行政法人環境再生保全機構により毎年度通知される特定廃棄物最終処分場に係る維持管理積立金の積立ての状況等の情報を活用し、優良基準適合性を判断すること。

5. 3 チェックリスト

参考までに、都道府県・政令市における優良基準適合性審査のためのチェックリストの例を以下に示す。

NO.		チェック欄		チェック項目
		優良 認定	優良 確認	
1		☐		産業廃棄物処理業の許可の許可基準に適合しているか。 (適合していなければそもそも許可が与えられないので以下のチェック項目は審査不要)
2	①		☐	優良基準適合確認申請書が提出されているか。
	②		☐	申請先が間違っていないか。
	③		☐	申請者の氏名又は名称、住所、法人の代表者の氏名、電話番号が記載されているか。
	④		☐	押印されているか。
	⑤		☐	根拠条文が間違っていないか。
	⑥		☐	「許可の年月日」「許可番号」「許可の有効期間の満了の日」の欄の記載事項が、産業廃棄物処理業の許可証の記載と一致しているか。
	⑦		☐	「収集運搬業・処分業の区分」の欄の記載事項が間違っていないか。
3	①		☐	現に受けている産業廃棄物処理業の許可証が提出されているか。
	②		☐	申請先である都道府県・政令市から交付を受けた許可証であるか。
	③		☐	産業廃棄物処理業の許可証の記載と、優良基準適合確認申請書に記載された「氏名又は名称」、「住所」、「法人の代表者の氏名」が一致しているか。
	④		☐	優良確認を受けようとする許可区分の許可証であるか。
	⑤		☐	平成 23 年 4 月 1 日時点で受けていた産業廃棄物処理業の許可に関する許可証であるか。
	⑥		☐	申請日が、平成 23 年 4 月 1 日時点で受けていた産業廃棄物処理業の許可の有効期間の満了の日を過ぎていないか。
3	①	☐	☐	遵法性に係る基準に適合することを誓約する書面が提出されているか。
	②	☐	☐	誓約先の都道府県知事・政令市長名が間違っていないか。
	③	☐	☐	特定不利益処分を受けていない旨を誓約する期間が不足していないか。
	④	☐	☐	住所、氏名又は名称、法人の代表者の氏名が記載されているか。
	⑤	☐	☐	住所、氏名又は名称、法人の代表者の氏名が申請書（優良認定の場合は許可更新申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	⑥	☐	☐	押印されているか。
	⑦	☐	☐	産業廃棄物行政情報システムに掲載された情報等から、誓約書の内容に虚偽がないか。
4	①	☐	☐	事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類が提出されているか。
	②	☐	☐	インターネットを利用する方法により情報が公表されていることが確認できるか。
	③	☐	☐	申請日において、事前情報公表期間以上の期間にわたり情報公表が行われていることが確認できるか。
	④	☐	☐	所定事項が全て公表されていることが確認できるか。
	⑤	☐	☐	情報の更新が所定の頻度で更新されていることが確認できるか。
5	①	☐	☐	環境配慮の取組に係る基準に適合することを証する書類が提出されているか。
	②	☐	☐	認証書に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準

				適合確認申請書)と一致しているか。※
	③	☐	☐	認証書に記載された事業所は、申請先である都道府県・政令市内の事業所であるか。
	④	☐	☐	認証書に記載された有効期限が過ぎていないか。
6	①	☐	☐	電子マニフェストに係る基準に適合することを証する書類が提出されているか。
	②	☐	☐	加入証に記載された事業者名が申請書(優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書)と一致しているか。※
7	①	☐	☐	国税及び地方消費税について、税務署長が交付する納税証明書又はその写し等が提出されているか。
	②	☐	☐	納税証明書等に記載された事業者名が申請書(優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書)と一致しているか。※
	③	☐	☐	税目(法人税及び消費税(地方消費税を含む。))に不足がないか。
	④	☐	☐	納税証明期間に不足がないか。
8	①	☐	☐	都道府県税について、都道府県税事務所長等(道府県民税・都民税については個人の場合は市町村長等)が交付する納税証明書又はその写し等が提出されているか。
	②	☐	☐	納税証明書等に記載された事業者名が申請書(優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書)と一致しているか。※
	③	☐	☐	税目(道府県民税・都民税、事業税及び不動産取得税)に不足がないか。
	④	☐	☐	納税証明期間に不足がないか。
	⑤	☐	☐	申請先の都道府県(申請先が政令市長の場合は、当該政令市の区域を管轄する都道府県)に支払うべき都道府県税に滞納がないことが確認できるか。
9	①	☐	☐	市町村税について、市町村長が交付する納税証明書又はその写し等が提出されているか。
	②	☐	☐	納税証明書等に記載された事業者名が申請書(優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書)と一致しているか。※
	③	☐	☐	税目(市町村民税・特別区民税、固定資産税、事業所税及び都市計画税)に不足がないか。
	④	☐	☐	納税証明期間に不足がないか。
	⑤	☐	☐	申請先の都道府県内の市町村(申請先が政令市長の場合は、当該政令市)に支払うべき市町村税に滞納がないことが確認できるか。
10	①	☐	☐	社会保険料について、年金事務所長等が発行する社会保険料納付確認書又はその写し(申請者が国民健康保険の被保険者である場合にあっては、当該保険の保険者が発する納付証明書又はその写し)等が提出されているか。
	②	☐	☐	確認書等に記載された事業者名が申請書(優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書)と一致しているか。※
	③	☐	☐	申請先の都道府県(申請先が政令市長の場合は、当該政令市)内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場について滞納がないことが確認できるか。
11	①	☐	☐	労働保険料について、地方労働局長等が発行する労働保険料納付確認書又はその写し等が提出されているか。
	②	☐	☐	確認書等に記載された事業者名が申請書(優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書)と一致しているか。※
	③	☐	☐	申請先の都道府県(申請先が政令市長の場合は、当該政令市)内に設置している全ての産業廃棄物処理業に関連する事務所・事業場について滞納がないことが確認できるか。
12	①	☐	☐	直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表が提出されているか。これらの書類に代えて有価証券報告書が提出されている場合は、直前2年の各

				事業年度における有価証券報告書が提出されているか。
	②	☐	☐	貸借対照表等に記載された事業者名が申請書（優良認定の場合は許可申請書、優良確認の場合は優良基準適合確認申請書）と一致しているか。※
	③	☐	☐	貸借対照表により算出される直前３年の各事業年度のうちいずれかの事業年度の自己資本比率が10%以上であるか。
	④	☐	☐	損益計算書により算出される直前３年の各事業年度における経常利益金額と減価償却費の額の和の平均値が零を超えているか。
13		☐	☐	申請先の都道府県（申請先が政令市長の場合は、当該政令市）内に申請者が設置している特定一般廃棄物最終処分場・特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしているか。

※事業者名が申請書と一致していない場合は、なぜ異なっているか、実質的に申請者と同一の者であるか等を確認する必要がある。

5. 4 優良認定・優良確認

【解 説】

- 都道府県・政令市は、申請者が優良基準に適合している場合、優良認定・優良確認を行い、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有することを認められた者（優良認定業者）である旨を記載した許可証を交付する。この許可証の様式は、下記のとおりである。下記は、産業廃棄物収集運搬業の許可証の様式であるが、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業及び特別管理産業廃棄物処分業についても、同様の様式が規定されている。

＜図 5. 4 優良認定業者の許可証＞

様式第七号の二(第十条の二関係)			
許可番号 産業廃棄物収集運搬業許可証 優 良			
住 所	見本		
氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ことを証する。	第14条 第1項 第14条の2 第1項	の許可を受けた者である	
都道府県知事 (市長)			
許可の年月日	年	月	日
許可の有効年月日	年	月	日
1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること） 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石棉含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ 3. 許可の条件 4. 許可の更新又は変更の状況 年 月 日 (内 容) 5. 積替え許可の有無 有・無 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。） 市名 許可番号 6. 規則第9条の2 第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無			
備考 市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。			

（日本工業規格 A列4番）

- なお、都道府県・政令市において、優良認定業者である旨をさらにわかりやすく表示するため、「優良」の部分の色やフォント、囲い線の太さ等を変更したり、許可証上に説明文を追記することは差し支えない。この場合の説明文の例としては、「「優良」の表示は、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力・実績を有する者として認められたことを示すものです。」等が考えられる。
- 優良認定・優良確認を受けた産業廃棄物処理業者の許可の有効期間は、7年となる。ここで、優良確認を受けた産業廃棄物処理業者の許可の有効期間は、優良確認を受けた日からではなく、現に受けている許可の有効期間の開始日から起算して7年となる。例えば、平成23年1月1日に産業廃棄物処理業の許可を受けた者が、平成23年5月1日に優良確認を受けた場合、当該許可の有効期間は、平成29年12月31日となる（平成30年4月30日ではない）。

5. 5 都道府県・政令市における事務負担の軽減

【解 説】

- 外部機関に都道府県・政令市における優良基準適合性審査の事務の一部を委託し、都道府県・政令市が直接行う事務を、外部機関が行った審査内容の最終確認や適否の最終判断など、必要最小限のものとすることは可能である。ただしこの場合であっても、最終的な権限及び責任は都道府県知事・政令市長が有するものである。
- 他の都道府県・政令市において既に優良認定・優良確認を受けている産業廃棄物処理業者からの申請を受けた場合、都道府県・政令市の判断により、審査事務の簡略化を図ることができる。審査事務の簡略化の例としては、例えば、遵法性に係る基準については、他の都道府県・政令市において優良認定・優良確認が行われた日以降に限って産業廃棄物行政情報システム等の情報を利用した審査を行うこと等が考えられる。

6 優良認定等を受けた産業廃棄物処理業者のメリット

優良認定・優良確認を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、様々なメリットが与えられる。ここでは、産業廃棄物処理業者が優良認定・優良確認を受けることの制度上のメリットについて解説する。

① 許可証等を活用したPR

優良認定・優良確認を受けた産業廃棄物処理業者（優良認定業者）には、その旨を記載した許可証が交付される（図5.4）。

また、優良認定業者の情報は、「産廃情報ネット」（<http://www.sanpainet.or.jp/>）。詳細は3.3.2参照）等により、排出事業者等の関係者に広く紹介される。

② 産業廃棄物処理業の許可の有効期間の延長

優良認定業者については、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間が延長され、7年となるため、許可の更新に関する事務負担軽減につながる。

③ 申請時の添付書類の一部省略

優良認定業者については、都道府県・政令市の判断により、産業廃棄物処理業の許可の更新の申請や、事業範囲の変更時の許可の申請をする際に都道府県・政令市に提出する書類のうち、以下のものを省略できる。

- ・事業計画の概要を記載した書類
- ・直前3年の財務諸表、法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- ・定款及び寄附行為
- ・処分後の産業廃棄物の処理方法を記載した書類（産業廃棄物処分業・特別管理産業廃棄物処分業についての申請時のみ）

④ 財政投融资における優遇

株式会社日本政策金融公庫においては、中小企業が産業廃棄物の処理に関連する施設（※）を取得するために必要な資金の融資を行っている（環境・エネルギー対策貸付制度）。

優良認定業者については、この貸付制度において、通常の場合よりもさらに低利率（特別利率③：年利0.85～2.05%）で融資を受けられる。詳細は、同公庫の相談センター（TEL：0120-868121）に連絡いただくか、同公庫のホームページ（<http://www.jfc.go.jp/>）を参照のこと。

（※）分別・保管施設、焼却施設、脱水施設、乾燥施設、破碎施設、無害化施設、リサイクル施設、最終処分場及びその附属施設・ブルドーザー等、幅広い施設が対象となっている。